



研究会風景 編集部

— 目 次 —

研究会 平成24年度食料・農業・農村白書をめぐって

司 会 安藤 光義
 報 告 秋山 満
 コメント 天羽 隆 折原 直 八百屋市男他
 出席者 梶井 功 服部 信司 堀口 健治
 谷口 信和 神山 安雄 加瀬 和俊
 小林 信一 矢坂 雅充…………… (4)

トピックスシリーズ “世界の食料と農業①”

岐路に立つカナダの農業と農政……………松原 豊彦 (46)

[時評] 青年就農給付金の現状と課題 …………… (KY) (2)

☆表紙写真 「かかしコンテスト」編集部
 「農村と都市をむすぶ」2013年9月号(第63巻9号)通巻743

青年就農給付金の現状と課題



青年就農給付金制度の初年度（二〇一二年）の実績が公表された。青年就農給付金の一・二年度実績は、農業大学校や先進農家等での研修期間（二年間）中に給付される「準備型」が一七〇七人、就農後に経営が定着するまで最長五年間給付される「経営開始型」が一〇八人、給付対象となった。

「準備型」の給付対象者は、一〇代・二〇代があわせて六割ほどを占め（一〇代二二％、二〇代三六％、三〇代三二％）、男性（八六％）と農家以外の出身者（六六％）が多い。研修先は、農業大学校などが四六％、先進農家・農業法人が四二％、市町村・公社などが一二％である。

「経営開始型」の給付対象者は、三〇代が半分を占めている（三〇代五一％）に対して、二〇代二九％、四〇代二〇％。男性（八八％）の個人（八四％）が多く、夫婦での新規就農は一六％（七九二人）で、農家出身者が五三％、農家以外の出身者が四七％である。まずまずの実績といえるがいくつかの課題が残されている。

青年就農給付金は、新規就農希望者・新規就農者を「人・農地プラン」に位置づけたうえで、就農時年齢が四五歳未満の者に対して、研修期間中の二年間（準備型）、さ

らに就農後から経営定着までの五年間（経営開始型）、年間一五〇万円を給付する制度である。

二〇一〇年センサスで販売農家数は一六三万戸に、基幹的農業従事者数は一七八万人に減少した。基幹的農業従事者の高齢化が進み、平均年齢は六六・一歳。七〇歳以上は八一・五万人で四六％を占め、六五歳以上が一〇六万人と六〇％を占めている。二〇代二・五万人、三〇代五・九万人、四〇代九・八万人で、四〇代以下は一八万人、一〇％にすぎない。農業従事者の高齢化が進む度合いを少しでも低減させるには、若い世代の新規就農促進の切り札の役割が、青年就農給付金に期待された。

二〇一二年新規就農者調査によれば、一二年の新規自営農業就農者は四万四九八〇人（前年に比べ四・五％減）、新規雇用就農者は八四九〇人（同四・八％減）であったが、新規参入者は三〇一〇人で、四三％増となった。一般の株式会社などの法人が農業に新規参入した場合、代表一人を農業への新規参入者一人としてカウントしている。そうした統計の技術的な問題は割り引いて考えなければならぬが、新規参入者が一〇〇〇人近くも増えたことは、青年就農給付金の一定の効果とみていいだろう。

新規自営農業就農者のうち、いわゆる定年帰農者を含む六〇歳以上は二・八万人と六三％を占めている。四〇代・五〇代は八七〇〇人ほどに減ったが、三九歳以下は

八一六〇人と前年に比べ八％増えて、全体の一八％を占めている。三九歳以下の新規自営農業就農者数が増えたことも、青年就農給付金の一定の効果とみていいだろう。

農業法人等の従業員となって農作業にたずさわっている新規雇用就農者数は、二〇一二年には八四九〇人と前年に比べて四・八％減だった。しかし、その六三％が三九歳以下の若い世代であり、約八割が農家以外の出身者であるという傾向は維持されている。

新規雇用就農者数は、二〇〇六年の六五〇〇人から一年八九〇〇人、一二年八五〇〇人の水準にまで増えてきた。「農」の雇用事業が一定の効果をあげている。

新規自営農業就農者と新規参入者、雇用就農者を合計した新規就農者数は、二〇一二年五・六万人だが、そのうち三九歳以下は一・五万人だった。三九歳以下は前年に比べて五・八％増えたとはいえず、十分とはいえない。三九歳以下の新規就農者のうち二〜三割は定着しないで離職職するという調査結果もある。新規就農を全体として促進することが相変わらず課題として残されている。

全国新規就農相談センターのアンケート結果によれば、新規参入の就農者が経営を定着させるまでに三〜五年かかっている。就農後に経営が定着するまでの青年就農給付金は大きな意味をもつ。しかし、給付金の給付だけでなく就農後の経営指導など総合的な支援方策が重要

になる。とくに初期投資の大きい酪農・畜産部門では、融資を含む特別の支援対策が望まれている。

農水省が実施した青年就農給付金の事業実施主体に対するアンケートでは、当初要望人数（一二年三月）と実績（一三年三月）に差異がでた理由を、事業実施主体は「客観的な要件を満たせなかった」四三％、「次年度に申請が繰り越し」一五％と回答した。満たせなかった要件は、独立・自営就農要件の「農地」がもっとも多い（前者が七一％、後者が六四％）。「農地」要件は、本人名義の所有権と「三親統以内の親族」以外からの利用権で、親元就農で独立した部門経営を行う場合などでは厳しい要件である。

準備型の青年就農給付金では、研修終了後、独立・自営経営か農業法人への就職かを研修給付期間の一・五倍の期間行わないと全額返還が義務づけられている。親元就農の場合、独立した部門経営か五年以内の経営継承という経営開始型の給付金の要件が満たされないと「全額返還」の対象になる。新規就農の促進という面で、「農地」要件とあわせて、要件緩和が求められている。

「人・農地プランの位置づけがない」との理由が、満たせなかった要件で一三％、次年度に繰り越しで二三％ある。新規参入の就農希望者に対する受け入れ地域の配慮が必要であろう。

(KY)

研究会

平成二四年度食料・農業・農村白書をめぐって

安藤 それでは、時間になりましたので、始めたいと思います。

毎年恒例のように、「農村と都市をむすぶ」では、食料・農業・農村白書が出るたびに、それについての意見交換を行っております。



司会の安藤氏

司会を務めます
東京大学の安藤と
申します。よろしく
お願いいたします。
きょうは、この
白書を受けまし
て、その論点を宇
都宮大学の秋山先

生からまず出していただいて、それについて、官房政策課からリプライを受けて、その後、「農村と都市をむすぶ」のメンバーを交えて再び意見交換という形で、おおむね二時間程度を目途に考えています。

秋山先生からは、三〇〜四〇分程度の報告です。事前に三〜四枚のペーパーが配られていると思いますが、それに沿った形で論点提示があるということですが、それでは、早速、始めたいと思います。秋山先生、よろしく願います。

秋山 宇都宮大学の秋山と申します。よろしく願っています。

お手元のほうに三枚つづりで簡単なメモ書きが届いているかと思いますが、そちらをみていただきながら、白書のコメントをさせていただけたらと思っております。

座談会出席者

(2013年7月2日 於：農林水産省)

司 会 告	安藤 光義 (東京大学准教授)	秋山 満 (宇都宮大学教授)
コメン ト	天羽 隆 (大臣官房政策課長)	折原 直 (生産局貿易業務課長)
	百屋市男 (政策課情報分析室長)	八藤 紳 (生産局穀物課課長補佐)
	姫野 崇範 (経営局農地政策課専門官)	園田 雄二 (経営局経営政策課調査官)
	野島 昌浩 (経営局就農・女性課課長補佐)	
出 席 者	梶井 功 (東京農工大学名誉教授)	服部 信司 (日本農業研究所客員研究員)
	堀口 健治 (早稲田大学招聘研究員)	谷口 信和 (東京農業大学教授)
	神山 安雄 (農政ジャーナリスト)	加瀬 和俊 (東京大学教授)
	小林 信一 (日本大学教授)	矢坂 雅充 (東京大学准教授)

ます。
一枚目のところに、1. 視点と書いてありますが、今回、白書が出てくるということ、多分、こんな点から皆さんは白書を読むのではないかなということ、三つほど上げております。

一つ目は、今回、白書が出る前にTPPの交渉に参加表明が出たということになりますので、例年でいきます

と、食料政策などで世界の食料需給であったり食料安全保障であったりという点がある論点になっていますし、基本計画との関係で自給率目標が五〇%ということを立てているという状況でございますので、この辺に関してどんな分析になっているのかという点を当然読んでくるのかなという気がしました。

二つ目は、政権の交代といましようか、民主党からまた自民党のほうに政権がかわった中で、この間の民主党農政の到達点、あるいは政策の評価というのでしゅうか、主に戸別所得補償であったり、6次産業化を中心にしていたと思うのですが、そういった部分に関してどういう政策の評価がなされていくのか、あるいは、そこに関して見直しをしていくという場合にどういう転換の芽を分析の中で出しているのか、そういう点が多分読まれるのかなということでございます。

三点目ですが、新しい政権のところで、「攻めの農林水産業」という形の政策の部分の柱が出てきているということでございます。そういう政策転換の方向づけ、あるいは、政策転換に向けた分析という部分が白書でどういう形でなされているのが多分読まれていくのかなということ、この辺を視点にしながら読んでいったということでございます。

次に、2. 構成・位相変化として、民主党政権時代の

二三年度の白書と今年度の二四年度の白書の構成であったり、重点の位相がどう変化したかという点を確認という形でみております。

二三年度の白書が三二〇ページぐらいあったのですが、今回は三四四ページで、なおかつ活字も小さくなっているという状況でございます。かなり分厚くて、大変読み応えのある白書になっているという形で読ませていただきました。

まず構成ですが、一章が東日本大震災の復興の問題が中心課題になっております。括弧の中のページは前の白書とのページ数でどんな感じになっているかということ、重点の置き方をみております。



報告する秋山満氏

二章は、前のときには二つに分けて食料政策、三章で農業政策、四章で農村政策ということで、旧来の白書の書き方という素直なスタイルに戻ったのかなというところで読ませていただきました。

こういう構成に

していく中で、前との違いでいきますと、二三年度のときには、たしか食料自給率との関連で、各品目の政策、あるいは事業のあり方といった部分で検討なさっていたと思いますが、今年度の白書にしましては、この品目別の生産の取り組みの部分は農業政策のほうに場所を移して、なおかつかなり具体的に書き込むという形で、かなり読み応えのある分析になっているという形で読ませていただきました。

注目していたTPPのことは、これは行政なので仕方がないのかもしれませんが、その部分に関しては割合淡々と、TPPだけに絞って込んだ形で、量的には前と同じ程度のページ数で書き込んでいるという状況だったと理解しています。

次に、食料政策のところですが、前のときには二章に分けて書いていたのですが、前回のときにも食料消費及び食品産業に関して二六ページぐらいを使って書いていたという状況でございます。それに対して、今回は、家族形態とか世代別の消費分析という形でかなり細かい消費構造の分析をなさっていて、これも読み応えがあったと思います。

もう一つは、世界の食料市場がかなり拡大して、特にアジアで拡大していくという中で、食品産業全体の海外展開を中心としながら食品産業の動向をかなり大幅に拡

図1-1-4 東日本大震災からの農業の復旧状況(平成25(2013)年3月末現在)

項目	被害状況	進捗状況				備考
		0	20	40	60	
農地	6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)の津波被災農地→21,480ha					※津波被災農地については、マスタープランに基づき、被災農地の営農再開に向けて、農地復旧や除塩を実施中。
災害廃棄物(がれき)	がれきが堆積していた岩手県、宮城県、福島県(警戒区域を除く)の農地→17,500ha					
主要な排水機場	復旧が必要な主要な排水機場→99か所					・応急復旧が可能な主要な排水機場72か所(旧警戒区域を除く)は、平成24(2012)年8月までに応急復旧完了。
農地海岸	本格復旧が必要な農地海岸→127地区					・農地海岸については、おおむね5年での復旧を目指す。 ・応急復旧が必要な25地区は、平成24(2012)年11月までに全て完了。
農業集落排水施設	被害のあった青森県から長野県までの11県の被災地区数→401地区					・東電福島第一原発の事故による避難指示区域や津波被災地区等を除き、平成25(2013)年3月までに344地区で復旧が完了。

資料：農林水産省作成

充した形で整理されている。その意味では、食料政策のところは、その消費構造と食品産業の海外展開をかなり中心にした形で分析をなさっているのかなというところで読ませていただきました。

それから、農業政策でございますが、前年度のときには、中心が戸別所得補償政策と6次産業化ということでございましたので、これを中心にした形で書いていたということだったわけですが、今年度の白書は、構造変化、構造改革のほうをかなり表に出した形で書いてございますし、また、それを進めてきた人・農地プランの問題に関して連動させる形で書いております。

それから、高付加価値化の部分は、6次産業化の部分も書いてございますが、輸出をかなり意識した形の書き方になっている。そして、量的にもかなり拡充された形で書いていて、構造政策にかなり力を入れていいのかという読み方をしたということでございます。

前の政権でやっていた戸別所得補償ないし6次産業化はどういう形の評価になるのかということを読んだのですが、思ったよりかなりあっさりした扱いになっていたなという感じで、余り評価ということではないのかなというところで読んでいたということでございます。

構成は大体こんな感じになっているのかなと思います。残りとして農村問題のところがあるのですけれど

も、これは順番等は多少変わっていますが、余り大きく中身が変わっているとは読めなかったので、中心部分としては、食料政策及び農業政策、それから、まだ大変な課題になっている震災対策という部分に焦点を絞った形で論点を出せたらと思っています。

まず、第一章の震災復興をめぐってでございます。

四ページですが、これは昨年も載っていたデータになるかと思いますが、震災に伴って農林水産被害がどれくらいあったのかというデータが載っております、約二兆四、〇〇〇億円という金額が表1-1で出ております。これは昨年とも比較をしてみましたのですけれども、ほとんど変わらない金額が載っております。

その後の分析等を見いきますと、東北三県のところはまだかなり影響が残っているということなのでしょうが、食品産業の影響の残存の割合が六〇%ぐらいあるということ、七ページの図1-1-1で紹介されており

ます。それから、営農が可能になってきた面積、復旧が進んできている部分の可能面積が、二四年度の段階では四〇%ぐらいで、今年度をかけて六割ぐらいまでもっていくことになっている。これが八ページの表1-1-4に書かれております。

それから、営農再開にこぎつけているというのも、津

波の被害を受けた六県ではまだ五〇%にとどまっているという状況でございます、まだまだ被害はかなり深刻だなと。その意味でいきますと、農地がかなりやられたということでございますので、単年度の被害ということではなく、その次の年も作付ができない、下手をすればあと三、四年作付ができないという状況が残っていたり、あるいはそれを売っていく場所が破壊されているという状況がございますので、そういう被害の状況をもう少し金額ベースで出していったりしたほうが、読んでいくときに実感がもてるのかなという気がしました。

その意味では、被害金額は発生当時のときの金額のままにとどまっているのではなくて、それはそれとした上で、追加で、まだこういう被害が残っていて結構深刻なのだという部分をやっていかないとけない。もう二年たって、三年目になってきますと風化するとか、そういう点を抑止していったり、あるいは復興に向けて力を入れていくためにも、そういう被害金額などに関してもうちちょっと丁寧に出していったほうがいいのかという気がしました。

それから、被害のほうを先にみますと、飛びまして、三六ページに、放射能汚染との関係での出荷制限の一覧表が出ています。まだかなりいろいろな地域あるいは作物で出荷制限が残っているということでございます。こ

ういった部分は、その前の段階で分析されていますが、さまざまな検査システムをきっちりつくって、その中でいろいろな問題がある部分に関して出荷制限をかけているということがございますので、その部分に関しては当然損害賠償という問題が対応してこない、その実効性はなかなか担保できないということだと思えます。

では、その損害賠償はどこなのかと読んでいくと、五ページに、東電からの賠償ということで金額が出ております。これを昨年の損害賠償金額でみると、たしか一〇六二億円と書いていたようですが、今年度の白書では三、五五〇億円ということで膨らんできています。この損害賠償の中身などは一体どういう状況なのかを少し知りたいと思いました。

私も栃木なものですから、一部こういった部分に絡んで話は聞いております。損害賠償自体は東電と被害を受けている県の民々問題というのが基本ということになるので、県と東電の直接交渉になっていると。当然、連絡会は開いています、そういう形でやっていると聞いておりますので、その中で、県であったり被害を受けているところはどういう要求を出して、支払いはどういう状況になっているのか。また、いろいろな形で最終的には払っていくのだけれども、支払い時期がおそくて農家のほうは非常に困っているという話もちらっと聞いた

記憶がございます。その意味では、要求額であったり、支払い状況であったり、支払い時期など、賠償をめぐるどういう状況になっているのかというのをもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

先ほどもいいましたけれども、安全・安心を確保していく上で、検査の徹底であったり、出荷規制——これは自主規制も含めているいろいろやっている状況でございますので、これを徹底させていくためには、その損害賠償がきちんとされているというのが車の両輪だと思えます。その両輪のうち一つの賠償のほうをもうちょっと丁寧に上げていただけたらありがたいという気がしました。

それから、少し前に戻らせていただいて、一七ページ以降に、具体的な復興の状況に関してかなり細かくいろいろ報告がなされております。昨年から比べますと若干ページを縮小せざるを得なかったということもあろうかとは思いますが、復興計画はこうなっていますよとか、復興計画に関してこういう具体的な取り組みをやっていますよと、事業の部分を中心にした説明でかなりページが割かれているという印象をもちました。

復興にとって大事なことは、復興事業は一生懸命張りながら進めていくというのは当然大事なのですから、実際に被災された方であったり、その現場のところとの、復興事業との関係をめぐっての突き合わせといい

ましようか、あるいは要望だったり声との突き合わせ、そういう部分も分析としては必要ではないかなという気がしております。その意味で、前年はアンケートの声などが少し載っていたような気がしますが、今回はそれほど声がデータのにはみえてこないということで、そういう要望や声としてどういうものが出ているのかということが少し気になりました。

それから、一九ページ以降に、復興に当たって、特に復興特区をつくったりとか、今回でいきますと大区画の圃場整備を進めながら一気に進めていくのだという形の復興プランがかなり具体的に書かれています。こういう復興部分に関して、家自体を移さなければいけない農家の方もたくさんいたということで、そういう要求もあったというのも重々わかるのですけれども、具体的に現場ではどんな声がそういう動きに関して出ているのかなというのが少し気になりました。その意味で、こういう復興特区であったり大区画化であったり、あるいは、山元だったでしょうか、いちごの施設の集団的につくり方など、地元の反応であったり声はどうなのかが少し気になりました。

二六ページ、これも原発関連になってしまいますけれども、緊急避難的な警戒区域などの部分から戻っていくことを含めた避難指示区域の変更があったという説明が

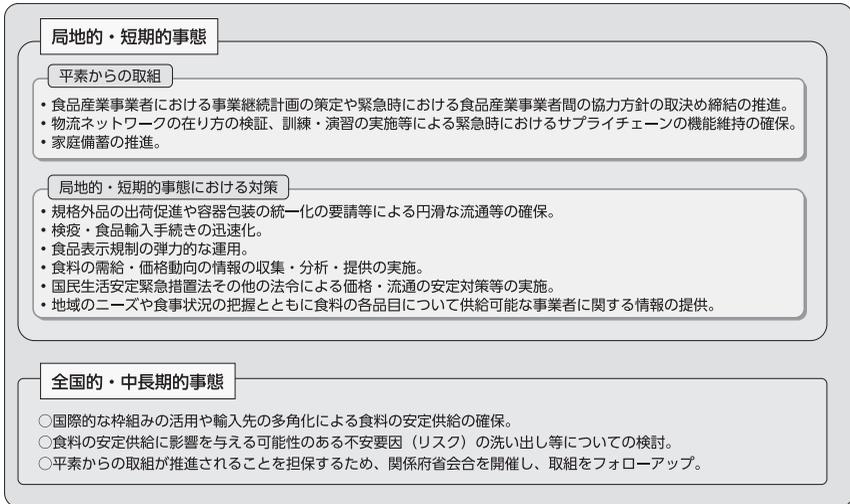
なされています。それから、三八ページでは、指定廃棄物が出ていて、その部分がどれぐらいありますよというデータも出ていまして、地元のほうではこれはかなりホットな話題になっている部分だと思います。これもやはりその地元の人であったり、指定廃棄物の処理などをめぐって、どんな声が出ているのかを少し紹介していただけたらよかったのかなと思います。原発や震災の部分に関しては、この辺あたりが読んでいて気になった点でございます。

次に、第二章の食料問題に入らせていただきます。今回の食料問題では、最初のほうに世界の食料需給とか食料安全保障ということを強く掲げて、かなり丁寧に世界的な食料需給の動向を整理されているということでございます。

そこでちょっと気になったのは、その分析のところではなくて、その分析を終えた後に、六五ページですが、食料安全保障マニュアルの見直しというものが2-1-17でございます。素直にその食料政策のところを読んでいくと、世界の食料需給はかなり不足基調に変わってきている。その中で価格も非常に上がってくるという状況の中で、それにどう備えていくかという分析がかなり進んでいるという状況だと思います。

従来のように少し世界で穀物がダブっているという

図 2-1-17 マニュアルから指針への見直しの概要



資料：農林水産省作成

のは違ってきている状況の中で、どう国家として対応していくかということが中心になってくる。それから、その直前でいくと、二〇〇八年にも世界的に食料危機が起きていたということを踏まえる必要があります。しかし、この安全マニュアルの見直しという項目をみていくと、どうも東日本大震災が起きたことに対しての局地的だったり短期的な対応に関しての見直しを行ったと読めるという感じがします。

とすると、前段の分析のほうとの関係でいきますと、かなり不足基調になっていくところで日本はどうしていかなければいけないかということがストーリーとして出てきているのだとしたら、もうちょっと中長期にかかわった、従来よりは強目の安全保障マニュアルの見直しが必要なのではないかなと思って読んでいました。その意味では、局地的、短期的だけで見直したというのは少し残念だったかなという気がしております。

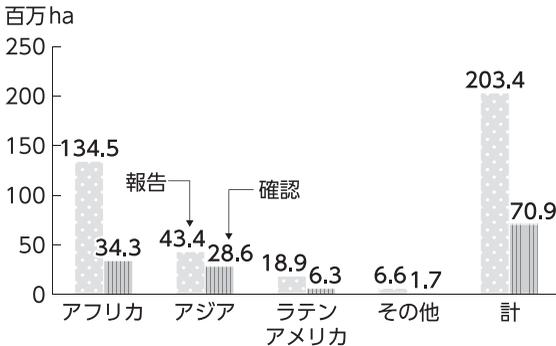
それとの絡みになりますが、八ページ、上の段のところに、食料自給率をカロリーベースで示したのは日本だけではないよということ、アジアの国を中心にしなから、ほかの国も食料自給率に関しては関心をもっていいということ、かなりいいデータだと思っていいました。そうすると、当然、食料自給率を高めていくなり何なりということを書くのかなと思ったら、次のペー

ジの図2-1-8では、食料自給率に向けて食料自給力という考え方を書いてくる。研究者の立場からいくと、「食料自給力」という言葉が出てくると脊髄反射が出てきてしまって、やはり「率」ではないかなと思うのです。そうすると、この食料自給力ということでトーンが少しダウンしたのかなという気がしております、なぜここで食料自給力という概念が出てきたのかというのは、ちょっと読みづらいなという気がしました。

また少し前に戻りまして、六六ページですが、そういう世界的に食料が不足基調になっていくという中で、六六ページに、世界の土地取引のデータが出ております。非常におもしろいデータで貴重な図表だと思って読ませていただきました。ランドラッシュといわれている事態に関してのデータとして読ませていただきましたけれども、ひるがえって、日本ということで考えてみると、これは農地は当然取得はできていないのですが、北海道の山林を外国資本が買ったというニュースが出たりしていたと思います。

そういう意味では、このように海外の農地を取得するような動きが世界的に広がっていったときに、日本もち外ではないと考えるおかなければいけない。そういった場合に、外国資本が仮に国内農地を買いに入ってくるのか、山林等に入ってくるのかといった場合に、どうい

図2-1-18 世界における土地取引の状況
(報告及び確認された土地取引面積)



資料：国際土地連合「Land Right and the Rush for Land」

地取引に対する規制がきちんと担保できているのか。ちょっと気になっているのは、産業競争力会議でしたしょうか、法人等に係る農地所有権も認めてくれた話も議論として出ていたように聞いています。もし仮にそういう形で法人が農地を取得できるということが国内で認められていった場合に、その資本が、これは外国資本だ、これは国内資本だという区別がその制度の中

でできるのかなと思うと、これはなかなか厄介な問題になってくるのではないかと気がしています。その意味でいくと、土地取引が単に途上国における土地取引だけ

の問題ではなく、仮に入ってきた場合にと考えたときに、農地の取得の制限あるいは規制のかけ方の問題などに関して、どのように準備しておかなければいけないかということも少し考えておかなければいけないのかなということでもこの図表を読ませていただきました。

それから、そういう状況の中でT P Pですが、七〇ページ以降からT P Pについて書いてございまして、割合淡々とこの間の動きを正確に記述されていると思います。

そののまとめとして、経済効果であったり品目別への影響という部分が七五ページに出ているわけですが、基本計画との関係でいきますと、せっかく計算していただいたわけですから、食料自給率の目標との関係であったり、多面的機能への影響であったり、そういうデータも載せていただいたほうが、その影響がわかりやすかったのかなと思います。

それから、食料政策のところでは、輸出であったり食品産業の海外展開という部分があります。農産物の輸出に関しては幾つかの場所に分かれてデータが出ておりまして、一章では四八ページに、震災の絡みで農産物輸出が少し沈んだのだけれども、その後、かなり回復してきていますよというデータが出てきています。それから、後ろの三章になりますが、二四九ページ以降でも、農産

物の輸出に関してのデータが整理されていて、どこの国でふえているかという細かいデータも二五〇ページ等に出ております。

このデータをみたときに、放射能汚染の影響があつてかなりダメージを受けたのではないかなと私は思ったので、影響が相当出ると思っていたのが、思ったよりも輸出減が少なくなっていますし、一年ぐらいで回復ないしは増加の方向に転じてきているという状況でございます。

これはどのように解釈していいのかなということで、農産物の中には加工食品等も入っているようにございまして、そういう輸出品目自体の中身が少し変わってきたのかなと。あるいは、データで見ると、加工食品はかなりふえているという状況のようです。あるいは、輸出する地域、国内では東日本よりも西日本を中心にして輸出するような仕掛けになっていることなのか。あるいは、被害が思ったより少なかったという意味でいきますと、被災をした五〜七県が、そもそも輸出のときには余りウエイトがなかったということなのか。どのようにこの輸出の影響の変化を読んでいいのかなというのが、このデータだけでは、データはたくさんあるのですが、読み切れなかったということでございます。

続きまして一二二ページ以降に、世界の食の市場規模

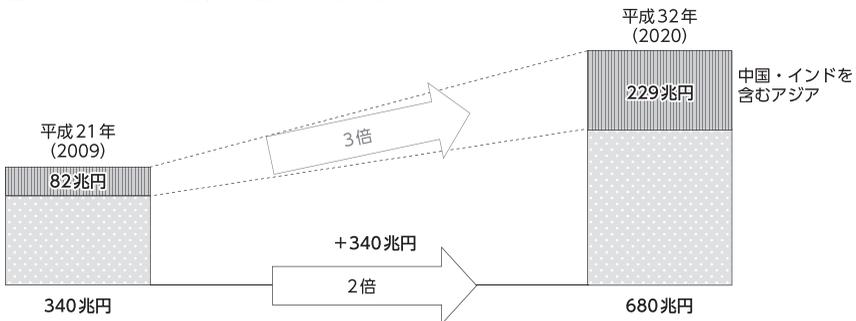
がこれから二倍になっていき、アジアにおいては三倍に拡大していく、そこにビジネスチャンスがあるのだという分析になって、食品産業の海外市場展開をかなり強く打ち出しているという形になっております。

それで、気になってきますのは、今のアジアの伸び方などをみていくと、食品産業の海外展開というのとはかなり進んでいくのだろうとは確かに思うわけですが、では、その食品産業が海外に展開していくのに連動しながら、本当に国内農産物の需要がふえていくのかということ、その関係のリンクがどうもよくみえないということ、その辺がちょっと気になりました。

それとの絡みでいきますと、三章のところ、一七九ページに農業・食品関連産業のデータが出ておりまして、食品関連産業全体として九四兆ぐらいあるのだけでも、そのうち農業のほうでは一兆ぐらいのウエイトしかない。

ほかのデータもみますと、農業のとり分がどんどん減っていったって、関連産業だけがどんどん肥大化してきたというのが、七〇年代以降の食品産業の展開だったような気がするわけです。その意味では、従来、日本の食品産業の展開の部分は、国内の原材料も当然使っていたわけですが、かなり海外産に依存して展開してきたという状況があるわけで、そういった状況の部分が、仮に

図 2-4-15 世界の食の市場規模



資料：A.T. カーニー（株）の推計を基に農林水産省で作成

- 注：1）平成21（2009）年の為替平均値である1ドル94.6円で換算。
 2）中国・インドを含むアジアとは、中国、香港、韓国、インド、ASEAN諸国の合計。
 3）市場規模に日本は含まない（日本は、58兆円（平成21（2009）年）から67兆円（平成32（2020）年）まで1.2倍に拡大）。

海外に出て行って、そちら側で現地調達を強めるようになってしまうと、せっかくの海外展開の部分が国内にいい効果になって返ってくるのかどうかという点がどうも読み切れない。

今までの食品産業の展開をみますと、確かにそういった動きは進んでいくのだらうけれども、それが国内農業にいい形でリンクする保証がどの程度あるのかなというのが少し読めないかと考えております。

三章のところには、野菜等に関して業務用ウエイトの出荷割合であったり、そういう産業が輸入農産物にどれくらい依存しているかという野菜に関してのデータはありますが、そもそもこういう進出企業の部分で国産の農産物であったり国産の食材をどのくらい使っているのかというデータがあるのかどうかちょっと気になりました。

食料問題に関してはこの辺でございまして、中心である三章の農業問題に入らせていただきます。一四一ページ以降です。

久々にというと怒られますが、農業構造問題に関してもかなりデータを詳細に出されてきているなと思って読ませていただきました。特に農地流動化の状況であったり担い手の集積に関してかなり細かいデータを出されていて、総括としては、構造改革の大きな節目に来ており、

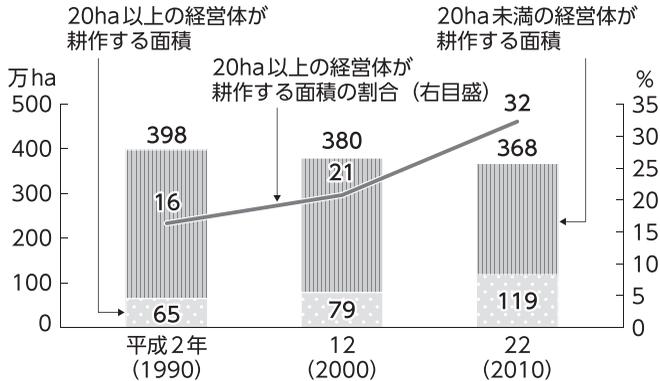
この一〇年ぐらいが勝負だという意気込みで書いていたのかなという感じで読ませていただきました。

そういったことを前提にしてみたときに、一四一ページに、農地の権利移動の状況のデータが出ています。これをどう読んでいいのかがちょっとわからなかったのですが、一八年、一九年、これは経営所得安定対策に入っていくときだったと思いますけれども、このときに流動化面積がぐっとふえていて、その後、どちらかというと流動化はむしろ停滞ぎみに動いてきた、あるいはもとに戻ったといいましょうか、そういう動き方になっていく。その意味で、これは一八、一九年のほうが政策対応でぐんと伸び過ぎたと読んでいいのかな、あるいは、それ以降の戸別所得補償に入って流動化を抑制するという効果として読んでいいのかな、この読み方がどう読んでいいのかがわかりづらかったということ、この利用権の動向が気になりました。

一四二ページですが、そういった流動化を前提にしながら、担い手への農地の集積状況が検討されているというところがございます。

最初は図3-1-2ですけれども、二〇ヘクタール以上のところに農地が今やもう三二%も集積されているのだという分析になっています。構造政策のテンポが急激に上がってきているよという警鐘を鳴らしているという

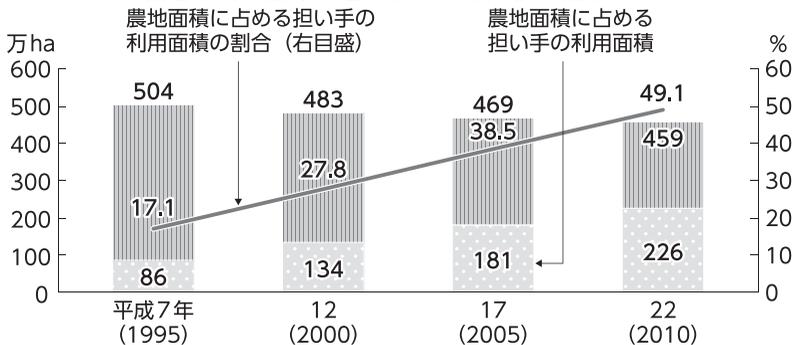
図3-1-2 土地利用型農業における20ha以上の経営体が耕作する面積の割合の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」に基づく試算

- 注：1) 土地利用型農業の耕地面積合計は、「耕地及び作付面積統計」の全耕地面積から、樹園地面積、田で野菜を作付けている面積、畑で野菜等を作付けている延べ面積を除いた数値。
 2) 平成2(1990)年、平成12(2000)年は販売農家と販売目的の農家以外の農業事業体を合わせた数値。平成22(2010)年は農業経営体の数値。
 3) 「20ha以上の経営体が耕作する面積」は、「農林業センサス」の20ha以上の経営体による経営耕地面積。
 4) 「20ha未満の経営体が耕作する面積」は、土地利用型農業の耕地面積合計から「20ha以上の経営体が耕作する面積」を差し引いた数値。

図3-1-4 農地面積に占める担い手の利用面積の推移



資料：農林水産省「農業経営構造の変化」

注：1) 農林水産省「集落営農実態調査」、「耕地及び作付面積統計」、農林水産省調べにより作成。

- 2) 「担い手の利用面積」とは、認定農業者(特定農業法人含む)、市町村基本構想の水準到達者、特定農業団体(平成15(2003)年度から)、集落営農を一括管理・運営している集落営農(平成17(2005)年度から)が、所有権、利用権、作業委託(基幹3作業：耕起・代かき、田植え、収穫)により経営する面積。

ことなのだろうと思います。ただし、これは恐らく全国の数字なのだと思います。そういうことでみていきますと、野菜などを除いたにしても、畑作であったり牧草地の影響が大きい、北海道の影響がこのデータの中に入っているのだろうと、そう思って読んでいかなければいけないのだろうと思いました。

そういう意味では、一九〇ページ、稲作の分析のところ、図3-5-3で水稲作付規模別の割合が出ています。先ほどの図の三二%が二〇ヘクタール以上に集積しているのに比較して、おコメのほうでみていきますと、一〇ヘクタール以上が最上層になっているわけですが、このところに水稲作付面積の一〇・七%、およそ一一%という集積率となっています。そういう意味では、北海道の影響がかなり大きいし、畑地だったり牧草地の影響が大きいデータになっていますので、せめて北海道と都府県で分ける、あるいは畑などと水田で分けるという形でみていくと、この到達点のイメージが少し違ってくるのかなということが気になりました。

それから、担い手の集積ということで、同じページの下の欄に、農地面積に占める担い手の利用面積の推移とありまして、これも着実に上がってきていて、二二年にはおよそ四九・一ですから、半分は担い手に集まっているのだというデータになっているということです。ございま

す。ただし、ここでいっている担い手というのは何なのだろうというのがちょっと気になったということでございます。

注書きをみていきますと、ここでいっている担い手というのは、認定農業者、それから市町村の基本構想でいっている基準に到達している経営、それから特定農業団体及び一括管理や運営をしている集落営農ということで、かなり幅広くとった担い手となっているわけでございます。なおかつ、作業受託を含めているということになりますので、上の二〇ヘクタールに農地を集めていくという部分と、もう一つ、担い手というのをどのようにイメージしてどこに集積させていくのだというのが、担い手という概念も含めて少しどうなのだろうということが気になりました。

そういう担い手が法人化を進めているという分析があった後で、改正農地法の影響を含めて、一四七ページに、一般法人が農業に参入しているデータが出てきています。一四七ページでは、改正農地法の影響でかなり入りやすくなったということで、この間、三倍増にかなり急激なペースで伸びてきています、それが野菜なども入っているけれども、一部、コメ、麦等にも入ってきていますよというデータが出てきています。

改正農地法の効果があったのだという分析になってい

るということですが、改正農地法の評価をしていくということであれば、このように入ってくるということと同時に、研究会などでたまに聞くことがあるのですが、一般法人の中ではかなりやめていく法人も出ていますと聞いております。その意味では、入ってくる勢いも強いけれども、やめていく部分ほどのくらい出ているのだからというのもチェックが必要なのではないかという気がいたします。

そういう意味で、一般法人は入ってくるけれども、撤退している部分も一部出ている、そういうところで撤退していくという場合は、どういう理由だったり、どういう状況で撤退しているのだろうというところが少し気になります。これはないものねだりですが、そういったときに、農地の管理との関係でいきますと、撤退していった後の農地の管理の部分でも、今の状況で問題はないのかどうかという検討も含めて改正農地法の評価をしていくべきなのではないかという気がしております。そういう意味では、入っていくところだけが強調されていて、どれぐらいが揺れ動いているのかという部分の分析もあつたらなという気がしました。

以上の部分が担い手に関して書かれているのですが、そもそも考えていきますと、基本計画のところでは、農業構造の展望という部分を立てているわけですね。た

しか三期目の農業構造の展望というのはぼやっとした形の構造展望だったと思うのですが、それとの絡みでみていったときに、この担い手の形成状況をどのようにみているのかというのが分かりづらかった点です。

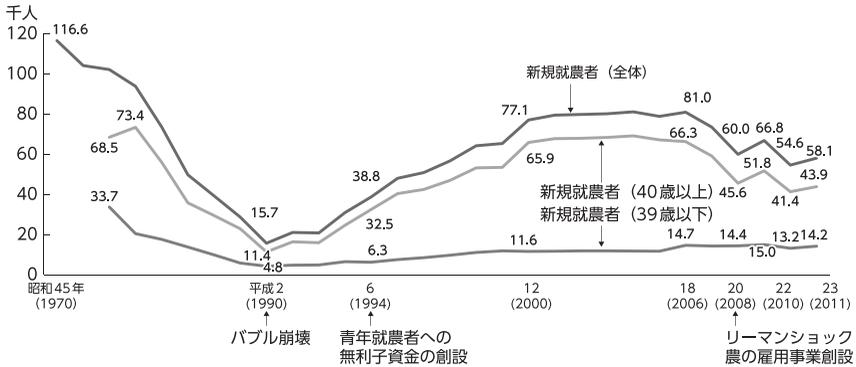
長くなって申しわけありませんが、レジユメの三ページに移らせていただきます。

こういった形態の中で特に問題になってきているのが人の問題で、基幹的農業従事者がもう七〇歳以上がかなりのウェイトを占めてしまつて、この人たちが一〇年後ぐらいにリタイアするようになってくると、一気に基幹的農業従事者が半減するという状況の分析がなされています。

という状況の中で、当然期待されるのは新規就農者であつたり、雇用で入ってきている農業雇用就農者がどういう動向なのかということをかかなり詳細に分析なさっているということでございます。その部分は、一五四ページ、新規就農の動向ということで、人の動向に関しての分析が出ております。

そこでちょっと気になったのは、着実に若い層がふえてきているというのはいいことだなと思つて読んでいるのですが、グラフをみて、ああそうなのかなと思つたのは、二〇〇六年以降でしようか、四〇歳以上の部分が意外と減ってきているというグラフになっているわけ

図3-1-22 新規就農者数の推移



資料：農林水産省「農業経営構造の変化」

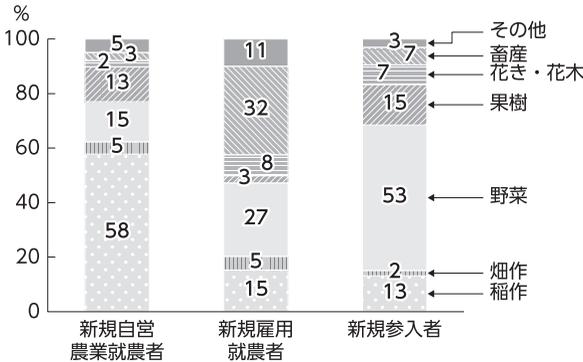
- 注：1) 農林水産省「農家就業動向調査」(昭和45 (1970)～平成2 (1990)年)、「農業構造動態調査」(平成3 (1991)年～平成15 (2003)年)、「農林業センサスと農業構造動態調査(組替集計)」(平成16 (2004)年、平成17 (2005)年)、「農林業センサス」(平成6 (1994)年)、「新規就農者調査」(平成18 (2006)年～)により作成。
 2) 平成17 (2005)年以前の新規就農者数は、新規自営農業就農者のみ、平成18 (2006)年以降は新規雇用就農者と新規参入者を含んだ値。
 3) 平成22 (2010)年の新規参入者は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県の一部地域を除いて集計。
 4) 平成23 (2011)年は、東日本大震災の影響で調査不能となった福島県の一部地域を除いて集計。

す。そうすると、定年時帰農も含めた層が昔は急激にふえてきているというイメージで考えたのが、なぜこのあたりからぐっと減ってくるようになったのだろうかというのが気になっております。

なぜ気になっているかといいますと、ここの高齢者層に近いところというのは、ほかの分析でみていくと、お隣の一五五ページの下ですが、新規自営農業就農者の部分はどちらかというと高齢者層が多くて、その部分は稲作部門のほうに就農している割合が高いというグラフになっている。とすると、この層の人たちが戻ってきてくれているから、今、世代交代が急ピッチになっている部分のバッファ的な機能を果たしてくれているのだと思うのです。

仮にこれがぐっと縮小していくような方向になっていくのだとすると、次の後継者がちゃんと育つまでつないでくれる部分が急に細くなるのではないかとということ、この新規就農者、特に余り注目されない四〇歳以上がなぜ減ってきているのかなというのが気になってます。ひょっとしたら、そろそろ農業体験の経験の程度の差が出始める世代に移ってきているのかなという気がします。仮にそうだとすると、これから構造的にどんどん減っていくという話になるので、そうなってくるとバッファの期間がずっと短くなるので、どのように解釈し

図3-1-24 新規就農者の経営類型別割合



資料：農林水産省「新規就農者調査」(平成23(2011)年)、「2010年世界農林業センサス」(総替集計)、全国農業会議所「新規就農者(新規参入者)の就業実態に関する調査結果」(平成22(2010)年11月実施)

- 注：1) 「新規自営農業就農者」、「新規雇用就農者」の営農類型は、販売金額1位の部門。「新規参入者」の営農類型は、就業1年目の販売金額1位の農業経営作目。
2) 数値は四捨五入しており、合計とは一致しない。

ていつていいのかなというのがちょっと気になりました。それから、これはデータというよりも記述になるので、そのグラフの上のところに、新規就農者の三割ぐらいが五年以内に離農する状況になっていて、かなり生計不安のような問題状況もあるのだという記述があります。せっかく入ってきてくれた農業者の三割ぐら

年以内にいなくなるというのは非常にもったいないという気がしております、本当に生計問題だけなのかどうかちょっと気になりました。

それ以外に、雇用就農という方向でみますと、雇っている側が法人経営であったり、あるいは一般法人だったり、あるいは新規雇用就農であったり、新規参入者という形で、若い層を中心にしながら、非農家も含んで入ってきているという形になっているわけですが、どうもそちら側の入っている部門というのは、園芸や畜産のほうにかなり偏っているというデータになっているわけです。

担い手を育成していくときには、土地利用型の担い手の育成が緊急課題だということになっているのですが、人の手当てのほうでみていくと、集約部門であったり畜産部門のほうに人が行ってしまっている。担い手の育成の方向と人の補充の部分が、さっきのバッファの問題もあります。若干ミスマッチの状況になっているので、この辺をどのようにドライブをかけられるのかなというのが気になりました。

こういう経営体と人の問題を含めて、昨年、一生懸命取り組んでいたのが、一六六ページに出てくる人・農地プランだと思えます。一六五ページから人・農地プランに関して書いてございまして、一六六ページの表3-2

表3-2-1 「人・農地プラン」の進捗状況(平成25(2013)年3月末現在)

(単位:市町村)

	人・農地プランを作成しようとしている市町村数	左の進捗状況			
		集落・地域への説明をおおむね終了している市町村数	集落・地域での農業者の話し合いが始まっている市町村数	人・農地プランに関する検討会の開催に至っている市町村数	人・農地プランの作成に至っている市町村数*
北海道	171	167 (98%)	161 (94%)	158 (92%)	158 (92%)
東北	210	208 (99%)	185 (88%)	173 (82%)	173 (82%)
関東	376	358 (95%)	302 (80%)	291 (77%)	289 (77%)
北陸	79	79 (100%)	77 (97%)	77 (97%)	77 (97%)
東海	117	114 (97%)	103 (88%)	90 (77%)	89 (76%)
近畿	152	143 (94%)	125 (82%)	115 (76%)	113 (74%)
中国四国	195	195 (100%)	178 (91%)	171 (88%)	170 (87%)
九州・沖縄	260	260 (100%)	250 (96%)	243 (93%)	243 (93%)
全国計	1,560	1,524 (98%)	1,381 (89%)	1,318 (84%)	1,312 (84%)
地域数	《17,481地域》				《7,573地域》

資料:農林水産省調べ

注:1) *当該市町村の地域の中に、既に人・農地プランが作成されたところがある市町村の数。

2)()は、人・農地プランを作成しようとしている市町村数に対する割合。

3) 関東は、山梨県、長野県、静岡県を含む。

1に、人・農地プランの進捗状況のデータが出されております。

気になるのは、前の経営所得安定対策のときには、市町村単位で一本の計画を、地域水田農業ビジョンをつくっていたわけですが、今回はなるべく地域単位でつくっていくということをやっているわけでございます。このプランの計画単位というのは、市町村の下のところはどういう単位で計画を立てているのかなというのが気になるところでございます。計画地域数を市町村数で単純に割ってみると、一市町村当たり五〜六地区ということを立てているようだ。

そうすると、一市町村の旧村ないし大字のような単位ぐらいで立てているエリアなのかなと。立てていくに当たっては十分な話し合いを地域の中で進めていくということですが、かなり広域計画になっているという現実があるのではないかという気がします。そうしますと、この計画単位のあり方という部分をどう考えるのかなというのがちょっと気になったということでございます。

それから、先ほどもいいました地域水田農業ビジョンとの関係もあるのですが、今回は担い手のリストアップをもう一回やっているわけですね。そうすると、そこで上がってきている担い手というのは、一体どんな形態であったり、あるいはどれくらいの数が確保できているのか

というのが気になります。

そこで、途中経過なのでしょうが、ないというものは重々承知しているのですが、大まかな傾向で構わないので、もしその担い手の確保状況や形態などがどんな状況なのかということがわかるとありがたいと思います。

それから、今回の人・農地プランの一つの目玉になっていたのは、青年就農給付金であったり農の雇用事業の人の手当てだったと思います。この人・農地プランを通じてどのくらいやるようになったのかという部分のデータがもしわかると、人の問題が非常に重要になってきていると思いますので、そのウエイトみたいなものがわかるとありがたいという気がしています。

もう一つは、前に農地法改正の段階でつくっていた円滑化団体を使って動かしましようということ、今回やっているということですね。そうすると、この円滑化団体が、規模拡大加算もつくという形になっているので、なるべく使おうということになったと思うのですが、流動化に関してどのくらいウエイトをもってきているのか。ざっと計算してみると、二六%ぐらいなのかと数字だけ追っていくと読めたのですが、四分の一ぐらいというウエイトなのかなど。これを高いと評価するか低いと評価するか、よくわからないのですけれども、この円滑化団体の位置づけと同時に、人・農地プランでぐっとふや

そうとしたわけですが、これがどれくらいの意味をもってくるのかなというのが気になりました。

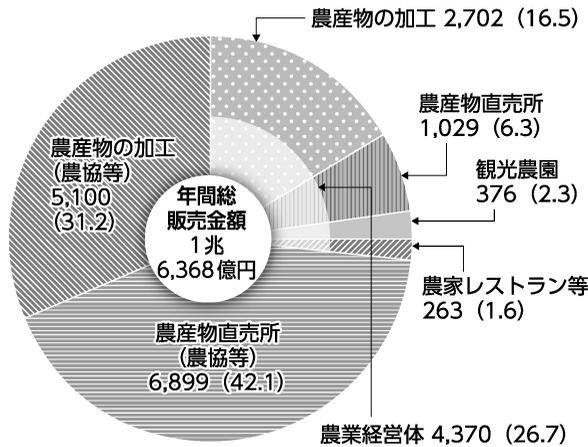
それから、今度の攻めの農政のほうでは、県段階で農地の中間管理機構というのをもう一つつくってということという案が始めておられますね。この円滑化団体と同時に、農地保有合理化事業で動いている、面積なども出して、これぐらいの部分をコントロールしたいのだからということが少し分析されていると、今度出てきている案が、理解しやすいかなという気がします。できれば、保有合理化事業の実績みたいなものもありがたいと思います。

あとは補足的な部分になります。

規模の問題ということで、これは稲作の分析で、一九二ページですが、図3-5-7で、稲作付規模別の一〇アール当たり農業経営費ということで、いわゆるコストカーブを引いています。

分析としましては、七〇一〇ヘクタールが一番低く、むしろそれよりちょっと上がると、大型機械であったり雇用の関係でちょっとコストアップになっているという統計になっています。このコストカーブはこしばらくは余り変わっていないという状況で、稲作規模でみると、七〇一〇ヘクタールぐらいあればそれなりに効率的な単位だと読めると思います。それと、担い手などで考

図3-6-1 農業生産関連事業の年間総販売金額
(平成23(2011)年度)



資料：農林水産省「農業・農村の6次産業化総合調査」
注：()内は年間総販売金額に占める割合。

えていた、人・農地プランなどで考えていた二〇〇〇〜三〇〇〇ヘクターの規模とのずれみたいなのは、どういう形で考えていらっしやるのかなというのが気になりました。

それから、規模階層別の所得の部分では、当然、上層に行くほど所得が高いわけですけども、大規模層ほど戸別所得のほうに積極的に入っているという形で、転作

などの奨励金も含めてかなり奨励金が入って所得をカバーしているという状況なわけです。とすると、今、大規模層が戸別所得に入っていく中でどれくらい所得がそういった部分に依存するようになってきているかという分析が必要なのかなという気がしました。

それから、最後になりますけど、二三九ページ、農業の高付加価値化ということで、6次産業化に係る部分の分析がこちらのページでなされています。ここでは図3-6-1で農業生産関連事業の販売額の状況を、次のページでは従事者がどれくらいいるかというデータが載っております。

私の勉強不足なのですが、今まで、6次産業化というのは経営が発展していく中で多角化戦略が出てくるイメージで描いていたんですけども、このデータをみると、意外と農協のウエイトは大きいなということを再認識したということでございます。直売所のほうも三分の二ぐらいは農協が何らかの意味でタッチしている。それから、加工のほうも恐らく三分の二ぐらいは農協がタッチしている。それから、雇用のほうでもかなりのウエイトを占めているという状況を見ますと、地域全体としてみていったときに、こういう農村の6次産業化や多角化を進めていくときに、農協の力は無視し得ないなど。ここをばねにしながらいろいろな組織化が結構できるのだ

ろくなという気がしております。個別経営でやっていく6次産業化であったり多角化というのと同時に、地域全体を束ねていく形での農協の評価というのやはりきちんとすべきなのかなと、データをみて再認識したということでございます。

そういう意味では、これはどう考えていいのかわからないのですが、二七一ページですけれども、久しぶりに白書の中に農業関連団体の項目がまた復活してきたというところがございます。ここでは農協に関しての分析、農業委員会、共済団体、土地改良区という部分が復活してきているということで、さっきのように農協がそれなりに6次産業化であったり多角化で機能しているということも踏まえてみていったときに、またこういう関連団体の分析が白書の中に入ってきたという意味づけは、どういふふうに読んだらいいのか、裏読みなのかどうかかわりませぬけれども、ちょっと気になりました。

農村社会のほうは私は不得手なので、ここで報告を終わらせていただきます。

安藤 ありがとうございます。

今の秋山先生からの報告を受けまして、農水省の側から、答えられる範囲で、あるいは、こう考えているといった点をお答えいただければと思います。それでは、よろしくお願いたします。

折原課長 白書を随分熟読していただいて、正直いつて裏読みも随分あるのかなという気はしましたが(笑声)、本当に丁寧に読んでいただいて、ありがとうございます。

鋭い疑問点もたくさんありまして、これから順次お答えできる範囲でお答えしようと思っておりますけれども、その前に、私は本日付で生産局の貿易業務課長に異動しました。そういうことで、「農村と都市をむすぶ」の座談会を毎年楽しみにしていたといいますが、戦々恐々としたのですけれども(笑声)、そういう機会もなくなるということ、ちょっと残念です。

後任が隣の八百屋となりまして、本日はこの現場に同席させ、先生方がどんなにすばらしい目でこの白書をみているかということを実感させたいと考えています。

八百屋室長 本日付で情報分析室長を拝命しました八百屋と申します。ここに来る前は、一年ちょっと林野庁で山村振興と緑化推進を担当しておりまして、その前は高知県庁で現場の農業政策をやらせていただいておりました。

白書に関しましては、六年ぶりに担当させてもらうことになりまして、また勉強させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

折原課長 私が答えられる範囲は答えますけれども、きょうは経営局等の関係局が参加しておりますので、それらの担当者からも回答があると思います。

順次、お話をしていきますが、視点ということで三つほど上げていただいて、T P P交渉参加表明を踏まえた流れとか、政権再交代を受けた流れとか、政策転換の方向づけという大きな視点があるのではないかとことなのですけれども、去年の白書は、基本計画から二年たつて、その検証をやるのが大きなテーマでした。もともと食料・農業・農村政策審議会の企画部会の委員の方が、一度、P D C Aサイクルに即して、基本計画の二年間の検証をしようかという提案を受けて、去年の白書はそういう構成を取りました。

ですから、基本計画の引用や数字が随分多かつたと思えますけれども、それを踏まえて、今、どういう状況になっているのかということを中心に分析をしたということで、ことしの白書とは大分スタイルが違うと思えます。そういう意味で、先ほど戸別所得補償制度の記述が随分少なくなったという指摘がありました。確かにことしの白書では戸別所得補償制度については実績しか載

せていません。去年は基本計画の三本柱である戸別所得補償制度と6次産業化と食の安全・安心に特にポイントを置いて達成度を検証したものですから、その三つの項目に即した部分の記述はかなり分厚く、丁寧な解説になっていると思います。

ですから、ことしの白書はそういうことではなくて、もっと原点に戻ったといえますか、食料・農業・農村基本計画に基づいて、食料・農業・農村の現状をきちんと分析するというところに主眼を置いていきます。

もちろん、地震や津波、原発事故への対応は継続して行われていることから、それは引き続き、地元の取り組みを含めた二年間の対応も含めて、きちんと記述していくということが基本にありますけれども、食料・農業・農村部分については、今いたしましたように、中身を、事実に即してをきちんと記述することとしました。

そういう気持ちがあったのですが、去年の白書が終わってから、ことしの白書の骨子等を企画部会の前後で根回しをした際、中嶋部会長を含めた複数の先生方から、まず、作物の分析や記述が、今まで余りにも米麦などに偏っていたのではないかと指摘を受けました。

これは当時は野党であった自民党の先生からも素直な気持ちでおっしゃっていたのですけれども、作物に差があるわけではないので、野菜や特に畜産、あるい

は工芸作物も含めて、きちんとバランスよく分析して書いてくれないかということでした。そうじゃないと、地元に戻って説明するとき、「何でコメ・麦ばかりに偏っていて、ほかのがその他大勢になっているんだ。」という指摘を受けることでした。さきほどの秋山先生からの「随分ふえちゃったね」とのご指摘の背景には、食料の部分の記述は七八ページから一四六ページまでふえているという事情があったということです。

もう一つ指摘を受けたのは、去年は消費の分析で「エンゲル係数はおもしろかった」といわれたのですが、マーケティングの世界でも、普通は川上から川下まで全体をとらえるのが本当ではないかというものです。また、川下の消費者の行動や、川上から川下までの流れを需要に応じた生産を行うという観点からも、きちんと分析しなければいけないのではないかという声もありました。これは非常に貴重なご意見でしたので、ことしの白書では消費の部分を通じていろいろなポリウムで、一生懸命記述したところです。

ＴＰＰについては事実を書くということですが、本来、二四年度白書は、二五年の三月末までの動きを記述しますが、ＴＰＰについては四月半ばくらいまでの最新の状態を記述したところです。ＴＰＰの交渉はこれから始まるわけですから、今後の状況は不透明で何ともいい

ようがありませんが、ＴＰＰの交渉参加をみたら自力を記述したといった因果関係は全くなくて、事実を淡々と書いたということです。

それから、政策転換の方向づけとの関連ということで、先ほどもお話がありました。特に農業構造問題について分析がかなりあって、それを踏まえて攻めの農林水産業に結びついているのではないかと指摘ですが、意図的にそうしたわけではありませんが、最終的には二五年度の施策として結びつく流れとなっています。

続いて、個別の話になりますが、まず、震災についてですけれども、被害の大きさをもっと具体的に丁寧に書いていくべきだというのはおっしゃるとおりで、いろいろなデータを集めて記載しているのですが、データが新しく出てきて分析し得るものがあれば、次回の白書ですらに分析を深めていきたいと思っています。

それから、原発の損害賠償請求額、支払い状況についてお話ししておきますけれども、四月三〇日現在で四、二一四億円の請求額に対して三、五五〇億円の支払い額となっており、請求額の八四％が支払われています。一年ぐらい前の二四年五月時点の請求額に対する支払いの割合は六六％だったので、一年間で請求額に対する支払率はかなり上がってきています。

それから、復興計画の現場の声については、これは皆



折原課長

隔離というのは結構深刻な問題になっていて、白書に記述したとおり、二四年一二月二八日現在で、農林業系指定廃棄物は六、九八三トンあるわけです。

現状は、既存の施設だけでは十分な保管等ができず、さまざまな場所に分散して保管されているという実態です。この状況は大変なので、環境省が中心になって、今、指定廃棄物の処分場の設置場所の選定を進めているのですが、地元との関係もあってなかなか進まない実情にあります。指定廃棄物の処分場の設置が喫緊の課題になっているという事です。

それから、食料安保マニュアルの話があって、国内生産の強化を含めた中長期的見直しが必要だったのではないかとご指摘についてです。改めて見直されたというわけではないのですけれども、もともとのマニュアル

さんいろいろなことを感じておられるし、多分いろいろな話をお聞きしているでしょうから、その辺はまた

ご議論いただけますが、指定廃棄物の貯蔵

の中には、食料自給率の確保向上というタイトルの下、農地担い手の確保とか、技術の向上とか、食料自給率を高めるといふ意味合いでのマニュアルの中身が書いてありますが、今回は、震災を契機として改めてスクリーニングを行い、内容を見直したということです。

今回は、局的・短期的事態における対策を追加したことに加えて、全国的・中長期的事態に対応という形で、G20における農業市場情報システムの取り組みの推進といった国際的な枠組みの活用を記述しています。それから、輸入先の多角化を図るため、食料安全保障のための海外投資促進を図る指針に基づいて海外農業投資を促進するとか、緊急時の食料安全保障に関する関係府省会合における取り組みをフォローアップするといった取り組みも新たに追加しています。実際のレポートを読んでいたければ幸いです。

次に、食料自給力を今回取り上げていて、トーンダウンしたというのはよくわからないのですが、「食料自給力」については、平成二〇年度の白書で記述し、今回も改めて記述をしています。白書では、八二ページですが、食料自給率の水準は、緊急事態における国内農業の食料供給力の程度を示すものではありません。このため、緊急時における安全保障を維持するため、農地・農業用水等の農業資源、農業者（担い手）、農業技術から

なる国内農業生産による潜在的な供給能力を示す「食料自給力」の維持向上を図ることも重要です。」と、概念を規定してそれを紹介したところでです。なお、食料・農業・農村基本法では、基本計画において食料自給率の目標を設定することが規定されており、それは五年ごとに見直していきますけれども、今はカロリーベースで五〇％になっています。

逆にいうと、基本計画に食料自給力という言葉があるわけではないので、第一義的には食料自給率があつて、それを踏まえた作物ごとの目標生産数量が設定されているわけです。そういうことで、トーンダウンしたわけではなくて、その概念を改めてここでは紹介したということになります。

次に、世界の土地取引からここまで読んでいただいて少々驚いたのですが、日本の場合はどうなのかということになるわけですね。まず、農地の話は経営局のほうからお答えし、山については、林野の話になりますので、私のほうからお答えしたいと思います。

姫野専門官 農地政策課の姫野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

先生のご指摘にまず端的にお答えするといいたしますと、農地法上、外国人と日本人を分けている取り扱いはございません。一方で、農地を取得できる法人は農業生

産法人の要件を満たす者に限るとというのが現行の制度であります。

産業競争力会議との関係を申しますと、企業として土地を買うということを考えた場合に、年間地代の一〇〇倍ぐらいの価格、一・三万円に対して一三〇万円というのが平均的なところでございまして、そういったことを勘案しても、買うことがそれほど魅力的ではないという認識を産業競争力会議の委員の方ももっておられます。農地法の二一年改正で企業による農地のリースが自由化されていることを踏まえると、農業生産法人要件を緩和してくれという方向では余り議論は進んでいない実態がございまして。

それを踏まえてお話ししますと、今の生産法人要件では、出資要件で四分の一までという制限がございまして。もう一つ、役員要件では、役員の過半が農業に従事している——農業というのは、加工・販売まで含んだ広い意味での農業でございまして、さらにその過半が実際の農作業に従事しているという要件がございまして。

そういったことを考えていきますと、外国資本で純粋に農作業をやらないような外国資本が経営を支配するかどうかという、今の仕組みを前提とすると、しないということとであります。産業競争力会議の議論でも、農地の取得を自由化しろという方向に流れていていけませんので、

それと考え合わせても、どっと外国資本が入ってくるということにはなっていないというのが今の議論の動向でございます。

折原課長 それから、山林についてですが、これは森林法があって、所有者のいかんにかかわらず、保安林の伐採とか開発の規制、あるいは林地開発許可制度といった規制措置が基本的に講じられているところですが、平成二三年に森林法を改正して、新たに森林の土地所有者になった者については、市町村への届け出というのが行われるようになったところです。

他方、水源地域をもつ土地の売買については、事前の届け出の義務を課し、土地所有者が水資源の保全の重要性等を説明するという趣旨の条例を制定する動きもあります。

次に、T P P の関係で、先生の食料自給率とか多面的機能の影響試算を載せるべきというご指摘についてです。紙面が限られていることもあってそこまで載せなかったのですけれども、ご存じのように、公表資料の中にはカロリーベースの食料自給率が二七%まで落ち込むとか、多面的機能の損失額が一兆六、〇〇〇億と試算されることが書いてあるので、来年度の白書では、追加的な資料等があれば、充実するように工夫していきたいと思っています。

それから、農産物輸出の中で、地域別の変化がいろいろな形で反映されているのではないかとのご指摘ですが、そのようなデータがあればぜひ使ってみたいと思います。しかし、この輸出額は財務省の貿易統計に基づくものであり、県ごとの輸出入という単位ではありませんので、逆にいいデータがあれば教えていただければ幸いです。

食品産業について、進出食品産業の国内農産物使用割合はどの程度かというご質問ですけれども、平成十七年の産業連関表のデータでは、国内の食品製造業での国内農産・水産物の加工原材料の調達割合は七割強です。また、農林水産省は別途、一般飲食店を対象に、食材に占める国産品の割合の調査をしまして、平成二一年六月に行った結果では、五割強を占めています。

一方、海外ですが、二〇一〇年における経済産業省の海外事業活動基本調査によると、海外へ進出した食品製造業が、食料品の原料調達先として日本を選んだ割合は五・八%ということですが。

ここから先は農業問題になるので、経営局からお願いします。

姫野専門官 では、一四一ページ以降の農業構造の変化の中で、利用権の設定状況についてのところからご説明申し上げます。

まず、昨今が停滞しているのかどうかということですが、この白書はまだ速報段階なのですけれども、先生ご指摘の点は一四一ページでございますが、二三年がまた一〇万ヘクタールぐらいいまで伸びそうということでございます。それで、我々のとらえ方といたしましては、一八年、一九年に、当時、品目横断対策を入れたときに、都府県四ヘクタールという要件があったので、それを満たそうとしてその年に伸びたと考えています。ただ、そこが特例的な二年間だとしますと、トレンドとしては伸びつつあるとらえて政策を行っているところでございます。今、競争力強化の関係で中間的受け皿をつくる方向でして、伸ばしていくという方向では政策を打っていくということでございます。

二〇ヘクタールの集積は三二%ということの数字については、まさに先生のご指摘どおり、北海道の影響はあると思っています。影響があるのは認識していますけれども、そういう数字は手元にはございません。

牧草地というのは、統計データ上は、牧草畑というのでしょうか、肥培管理をしているようなところがその母数に入ると思いますが、肥培管理していないところは入っていませんので、そこまで極端に大きくは出ていないということでございます。

それから、担い手への集積については、ここは昔から

のデータのとり方で、認定農業者であったり、その他集落営農とか、統計上の連続性ということもあるかと思えます。

梶井 今のところで、図3—1—2ですが、二〇ヘクタール以上の面積というのは、経営体の耕作している面積でしょう。

姫野専門官 そうです。

梶井 その耕地及び作付面積の計をとらないで、どうして全体の数字は別な統計からとったのですか。

姫野専門官 この赤い部分と緑の部分があるということですね。

梶井 全体が三六八万ヘクタールになっていますね。これはセンサスの農業経営体の数字だと三二〇何万ヘクタールぐらいたったと思うのです。だから、センサスの経営体の面積と違うんですね。それは作付面積統計の耕地面積とは違うわけだけでも、二〇ヘクタール以上をセンサスの経営体の数字を使ったのなら、その全体の数字も経営体の面積をとればいいじゃないですか。どうしてこれを分けなければいけなかったのですか。何でこんな変な操作をしたのがよくわからない。

姫野専門官 これは後でお答えするということができるなら、そのようにさせていただければと思います。今のご指摘は、内数と外数でもととなっている統計が違う

が、なぜかということですね。

梶井 同じ経営体の経営面積の数字をとっているのなら、トータルもそれであればいいだけの話であって、この話はそんなに食い違わないわけですよ。

姫野専門官 わかりました。調べてお答えしたいと思います。

次が企業の参入動向のお話ですが、これも一四七ページの図3-1-9、3-1-10のあたりのお話でございますけれども、まず、二一年改正後の撤退動向は今調査中でございます。

その前に入った法人は四三六法人で、いわゆる特区制度などが入ってきていて、そのときに四三六法人入って、七九法人が出ていっているところまではわかりました。事情は、農業自体がうまくいかなかったものと、農業以外の事業がうまくいかなかったものと、それぞれあるようでございます。

撤退後の農地は貸借契約を解除した後は、農業委員会がその地域で引き受けてくれる方を探してあっせんしているという形で、なるべく荒らさないようにしていることが多いということが、調べてわかってきたところでございます。

野島補佐 就農・女性課の野島と申します。

新規就農者について、特に四〇歳以上層が二〇〇六年

以降減少しているということでございます。白書にも、新規就農者数の推移ということでグラフが載っています。三九歳以下については、平成二年以降、ある程度安定して、少しずつふえていると。逆に、四〇歳以上の方は、平成二年までは大きく減っていたけれども、それ以降はふえて、一二年ごろから安定していて、一八年からまた減ってきています。

長期的にみると、今いえましたように、経済成長期には一貫して農村から都市のほうへみんな行っていて随分減少しており、バブル崩壊を境にまたふえているということで、経済状況とかなり連動しているということ、例えば定年帰農が減少しているとか、そういうことまでは今の段階ではなかないえない。

例えば、リーマンショックの後も若干ふえたりしている状況でございますので、経済状況というもののが新規就農者の数に大きな影響を及ぼしているのではないかと。一八年以降もそういうことがいえるのではないかなと思っております。

それから、新規就農者の三割が五年以内に離農する理由でございます。やめた人に理由を聞く調査というのは実はやってはいないのですが、例えば、新規就農者の方にアンケート調査などをやりますと、例えば、新規就農をして五年から一〇年たった人でも五四%ぐらいは農業

所得で生計が成り立っていないという数値が出ています。頑張っておられるということではございますけれども、正直、苦しい状況だということで、やめていく理由はいろいろあるかとは思いますが、やはり生計問題がかなり大きなウエイトを占めている要因ではないかと思っております。

園田調査官 経営政策課の園田と申します。よろしくお願いたします。

私からは、担い手の利用面積の推移という、一四二ページの話について若干補足させていただきたいと思いません。

注2)の中に、内訳として、認定農業者、市町村基本構想の水準到達者、特定農業団体、集落営農の一括管理・運営をしている集落営農ということで、ある程度さかのぼって統計がとれて、かつ、地域の担い手と呼べるような者、これを対象に、四九・一%を占めているということになろうかと思えます。

ただ、今後、政策上、その担い手をどう位置づけていくのかということだと思のですが、どの政策に着眼するかによって担い手の位置づけというのは異なるのであると。ご案内のとおり、認定農業者というのは、経営改善計画を作成して計画的に経営を改善していく意欲のある者、それから、新たに自立経営に取り組もうという

者、これはまさに新規就農者対策ということになるので、こういう方が一つの担い手と位置づけられると思います。また、これとは違った発想で、地域対策というところもあろうかと思えます。その場合は、より広範囲に対象者を設定していくのであろうと。

こういったそれぞれの政策の内容に応じて担い手のとらえ方というのは変わっていくと思うのですが、今後、どういうものに焦点を絞って政策を展開していくかということについては、これから与党とも十分話し合いながら決めていくことになるのではないかと考えております。その点を一点つけ加えさせていただきたいと思えます。

それから、法人経営の雇用、一般法人、新規雇用就農、新規参入者につきましては、園芸、畜産といったところに就農がふえていると。それで、土地利用型の担い手育成というのがおこなわれているのではないかと。指摘かと思うのですが、やはりご案内のとおりで、この土地利用型はもっともっと進めていく必要があると思っております。

生産性を高めていくためには、大規模経営体の担い手に集積を図っていくということが不可欠になっていると思っておりますので、先ほども少しそのお話がありました農地中間管理機構などの整備をきちとやって、こう

いうものを有効活用していく。人・農地プランと連携しながら、こういう機構を機能させていくということで、この土地利用型農業の担い手育成をもっと進めていきたいと思っています。

それから、③の人・農地プランの関係でございます。プランの計画単位ということですが、これは平均すると一市町村五〜六地区ぐらいになるのかもしれないのですが、県によって、また地域によって、エリアどりというものは相当異なっているというのが実態でございます。話し合いを重視するというのであれば、集落単位であるとか、より小さい単位で設定する必要があるだろうし、また、余り小さくし過ぎて、出作・入り作が余りにも多過ぎると、その地域全体の方向性、それから、どこに集積していくのか、担い手をどうするのかということの話し合いがなかなか円滑にいかなくなる。この辺の兼ね合いの中でエリアどりというものを決めているというのが実態だろうと思います。

ただ、広いからといって、話し合いができないかというのと、そうではなくて、地域によっては、全体の打ち合わせ、話し合いの場以外に、もう少し対象を絞って話し合いを行ったりとか、さまざまな工夫をやっているところがございます。この人・農地プランというのはそういう各地域の工夫、考え方で進めていくということが最大

の特徴でございますので、そういうことで地域の実態にに応じて進めていただく。我々としても、そういう方向に進めていきたいと思っています。

それから、担い手のリストアップの動向ですが、地域水田農業ビジョンとの関係性でございます。今申し上げた人・農地プランは、まさに話し合いを通じて、小さいところでは集落単位、大きいところでは市町村単位でのプランというのもあるのですが、そういう形で中心経営体というものを位置づけていく。

一方、地域水田農業ビジョンというのは、地域における水田農業の将来方向を明らかにするという目的の中で、地域の担い手のリスト化を行っている。それは地域農業のあり方というものを考えていった上での担い手の位置づけという意味では同じですので、結果としてですけど、人・農地プランの中で水田農業というに着目してみれば、この地域水田農業ビジョンでリスト化された担い手とかぶるということが相当程度想定されるのではないかなと思っています。

以上でございます。

野島補佐 それから、青年就農給付金、農の雇用事業の申請動向等でございます。

農の雇用事業につきましては、昨年度、三、二六九法人、研修生数では四、二九八人となっております。青年

就農給付金につきましては、昨年度から開始したわけでございますが、今、数をとりとまとめているところでございまして、当初、八、二〇〇人の当方としての見込みでございましたけれども、そこまではまだいっていないという状況でございます。数値については今とりまとめ中ということで、何ともいえませんが、県や市町村からは、特に市民のことだと思えますけれども、新規就農に関する関心が高まったとか、就農希望者そのものが増加したという声も多く聞かれておりますので、そういった分析もしながら、また公表作業をしていきたいと思っております。

いずれにしても、制度そのものがまだ始まったばかりということですので、引き続き、どういう工夫ができるかということも考えながら、新規就農者増加あるいは定着に向けて、今後また検討してまいりたいと思っております。

姫野専門官 最後に、円滑化団体の活用状況について申し上げます。

先生が分子に置かれている一・七万ヘクタールというのは、規模拡大加算の実績かと思えます。円滑化事業の実績を申しますと、規模拡大加算を受けたものも含めて、二三年度、三万二、〇四九ヘクタールでございます。規模拡大加算がその内数となっておりますのは、農地が連

坦化している場合等幾つか要件がございますので、三・二万ヘクタールのうち一・七万ヘクタールが規模拡大加算を受けているということでございます。円滑化事業が利用権の設定の半分程度ということでございます。

合理化事業との関係でございますが、合理化事業は二三年で八、〇二七ヘクタールでございます。そのうち、売り渡しが六、一六二ヘクタール、貸し付けが一、八六五ヘクタールでございます。今の合理化事業は売買を中心にやっております、事実関係はそういったことでございます。

安藤 残り時間が三〇分となってしまったので、④と⑤については、もしお答えが用意されているようであれば、手短にお話しただいて、もしなければ、そのまま質疑応答に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

折原課長 農業団体については、白書の骨子をお示した段階で農業団体の先生方から、ぜひ項目を設けてきちんと書いてほしいという要請を受けました。

佐藤補佐 では、一言だけ。稲作部門の規模別経営費ですけれども、確かに経営費という観点でみれば、七、一〇ヘクタール層が底になっていますが、一方で、労働費もみたコスト全体でみれば、一五ヘクタール以上層まで緩やかに低減をしているという点があります。

七〜一〇ヘクター層が経営費という点でみれば一番効率的にみえますけれども、一方で、労働時間はこの階層では一〇アール当たり一八時間ぐらしかありませんので、家族経営とはいえ、一人でやっているというわけではないでしょうから、恐らく年間の労働時間は一、〇〇時間少々ぐらいいです。経営という点で考えれば、自分のもっている労働力を完全燃焼させていないという点があると思います。担い手像を考えると、やはりそういった点も含めて考えていかなければいけないのかなと思います。

以上でございます。

安藤 ありがとうございます。

それでは、先生方との質疑応答に入りたいと思います。それがでしようか。

梶井 ぜひともこの数字が欲しいということで注文を申し上げると、一七二ページに、基盤整備を実施した全国二〇八地区を対象にした生産費調査の数字が載っていますね。これはいつどういう形でやった調査なのか、こういうのはもうちょっと詳しい数字が欲しいところですね。ただ結果だけの数字ではなくて、これは何か報告書が出ているんですか。

折原課長 報告書は出ていません。

梶井 基盤整備は中身がいろいろありますから、どう

いう基盤整備をやったとか、どういうものを抽出してやったのか。この数字は非常に重要な数字なので、そういう点は詳しく知りたいと思うのです。

それから、食生活で、PFCバランスが壊れたとか、それで肥満だとかということを書いてありますよね。それに伴っての栄養バランスが欠けたことによる病気の発生という、そういう数字はないのですか。

折原課長 ないことはないと思います。

梶井 食生活について、一般の人の関心を集めるには、こういうPFCバランスが崩れたことによってこれだけの病気なり何なりが発生していますよと、そういうことを示すべきじゃないかと思うのです。それを文章で並べてあっても、そんなに感じないですよ。

折原課長 それは来年度の白書の作成に当たり念頭に置きますけれども、ただ、書いても厚労省から大幅な修正を受けるか削られてしまうかもしれないですね。PFCバランスの崩れからこういう疾病が出たという直接的なデータがあるのかどうか。野菜をとらないとがんになりやすいとか、肉のとり過ぎがある疾病を招くとか、そういうデータはあると思うのです。

それは結果的にはPFCバランスが崩れていることに起因していると考えられますし、厚生労働白書の中でも食生活の崩れに伴う問題等は指摘していると思うので

すけれども、農林水産省が八〇年代における農政の基本方針で示した理想的なPFCバランスを基点に置いて、因果関係のありそうな数字を抽出して書いたりすれば、それは一発で削られるような気がしますが（笑声）。先生がおっしゃったことはよくわかります。バランスが崩れることによって疾病が発生するのだということがはつきりすれば、因果が示されて数字を出せば、それは非常にインパクトのあるもので、みんな納得すると思うのですけれども、なかなか難しいのかなという気がします。

梶井 少なくとも三〇年前までは、日本の場合には模範的なPFCバランスだったわけですよ。それがこの三〇年で崩れてきたということ、それに伴ってこういう病気が多くなっている。そういうことを示した上で、食生活の改善ということを訴える必要があるんじゃないでしょうかね。

折原課長 おっしゃるとおりだと思いますので、引き続き検討していきたいと思えます。

谷口 数年前のものには少し書いてありましたよね、アバウトに。

折原課長 定性的には去年も書いたのですが、先生がおっしゃるようなデータを示して具体的な記述をすることはしていません。

服部 一番いいのは、厚生省がやり出した身体検査で

すよ。でも、あれだって、やり出したのは四〜五年前だから、非常に難しいと思うのです。肥満というのは病気じゃないんだけれども、肥満度とかで示されればいいと思うけれども、それだって、はかり出したのはこの五〜六年でしょう。

安藤 ほかにいかがでしょうか。

堀口 大変興味ある事実を出していただきました。余り時間がないので、知りたい数字については、雇用労働力のところの一五六ページで、新規雇用就農者数、これは新規就農者調査で押さえています、傾向として、非農家出身者を含めて、雇用就農者数が相当ふえている。これが一つと、センサスのほうで、一四四ページに、常雇を入れた法人経営体数が七、〇〇〇あって、雇われた人は七万人だから、一つの法人で平均十人？ぐらいは雇用していると。

農業での雇用について今後の方向をいろいろ考えなければいけないと思うのですが、技能実習生の外国人も雇用者の中に入っているのか。新規の就農者も技能実習者に入るのですか。センサスは対象にしていますよね。研修生は対象外けれども、通年の雇用契約を結んだ技能実習生は農業でも一・五万人を超えていると思うのですが――その辺は数字として押さえられないかしら。漁業センサスは区分して公表している。

折原課長 センサスベースですか。

堀口 センサスで、あるいは新規就農者調査も……。

神山 センサスでは入っていないけれども、新規就農者のとり方としては入っていないでしょう。ただ、センサスの数字で、常雇の人数というのは一度トレースしたところがあるので、全面自計方式になってから、特に法人の部分で常雇の人数の振れが大きいです。だから、常雇人数はふえているのだけれども、実際の数を正確にとっているのかなという感じがするんです。

堀口 技能実習生の全体は、リーマンショックとか大震災と放射能、今回の中国との対立もあって、全体としては減ってはいるのだけれども、農業関係はふえているんです、中国を中心に。だから、茨城県とか地域により外国人は相当大きな戦力になっているので、量的にはどのくらいあって、今後、どう考えるかということは大事な問題というのが一つです。

それから、再生エネルギーのところで、白書の書き方への注文ですけれども、買い取り制度が出たので、そういう意味では皆さん関心があるのですが、小水力発電はなかなか伸びていないのが事実です。農業用水路はたくさんあるのだけれども。

その場合に、メディアなどもなかなか報道しないのは、水利権の問題だ。特に冬場の非かんがい期に、水利

権がゼロのところは買い取り制度下でも採算は合わないですよ。

この中で紹介されている神流川の例は、非かんがい期の水利権が少し残っていたからよかった。新規に発電用の水利権をとった富山の山田新田は三年間かけてとった例だから、非常に珍しいのだけれども、そういう意味では、非かんがい期の水利権をどうするかという問題に対応しない限りは、そう簡単には伸びないと指摘をしなければいけないだろう。

そして、そうした問題のない慣行水利権は一番向いているんですよ。ただ、慣行水利権は許可水利権に切りかえなければ認めないよという扱いになっているから、再生エネルギーは期待はされているけれども、そう伸びる状況にはなかなかないと。白書の中でぜひそういう問題をえぐってもらいたい。一般的にそれが歓迎されるにしても、そううまくいかない事情が相当あると思う。

折原課長 課題とか問題点です。

堀口 ええ。ですから、商社とかそういうところが一生懸命やっているのは、一級河川とか二級河川のところはやらないで、町村が管理する普通河川とか湧水とか、そういうところを一生懸命攻めているんですよ。だから、これは随分頭のいい人たちだなとは思いますが、本来のところではなかなか伸びないので、その辺ぜひ分析

してもらいたい。

問題点をぐさっと指摘することが必要じゃないかなと思います。

安藤 ほかにいかががでしょうか。

梶井 二・三ページのなたねのところ、私はこの図表をみてびっくりしちゃったんですけども、北海道のなたねの単収というのはべらぼうに高いですね。生産量と面積で割り算すると、北海道は二トン、東北は一トン、九州が八〇〇キロ。北海道はなたねの単収はなぜそんなに高いのだろう。何か理由がありますか。

折原課長 水田と畑地の違いが反映されているのではないかと思います。

服部 最初に秋山さんが大変詳しく質問され、お答えも具体的にあって、大変よかったですと思っています。

その上で、私の要望も入るのですけれども、五四〜五七ページにかけて、世界の食料需給のところ、これは去年も指摘した点ですが、今年是非常にバランスよくなっているという感じは受けています。例えば、五四ページの下から四行目のところで、「近年、単収は伸び悩んでいます」と指摘されていますね。以前だったら単収は伸びがとまっているという表現だったのですが、伸び悩んでいるというところで、単収の上昇も続いているのだけれども、上昇は近年減っているんですよという指摘に

なったと思うのです。その点は、四〜五年前に比べれば現実味のある記述になっているという感じがしているのだけれども、さらに突っ込んだ認識が要るんじゃないだろうかと思います。

それは、昨年、アメリカで干ばつが起こって、トウモロコシの生産は一〇数%減少しました。それが去年の穀物価格の高騰の原因だと思うのです。それはここに書かれているとおりです。ただ、その場合に、五七ページの上から二行目ですが、穀物は世界全体では三%の減産にとどまっているんですね。アメリカはトウモロコシ生産の世界の中心国で、半分ぐらいはアメリカでつくられていて、そこで一〇数%生産が減少したにもかかわらず、世界全体では穀物の減産は三%という、かなり少ない範囲にとどまっていたということが、去年穀物価格の高騰はあったのだけれども、二〇〇八年のような食料危機には至らなかった大きな理由だと思っております。

なぜアメリカでは一〇数%減産なのに、世界全体で三%の減産にとどまっていたかという点、それはやはり中国での穀物生産が、トウモロコシを含めて、非常に伸びが続いている、そしてブラジルにおいても同じだと。そういうことがあって、こういう結果になったといっていると思います。

そのブラジルや中国のトウモロコシなり穀物生産の伸

びは、単収の上昇も大きくかわっているんですね。確かに世界全体でみれば、八〇年代、九〇年代のような大幅な単収上昇は下がってきていて、その意味では単収の上昇率は落ちてきているのだけれども、ただ、この「伸び悩んでいる」という表現はちょっとひっかかったんです。

例えば、中国などをみてみると、二〇〇〇年代の単収の伸びは、八〇年代、九〇年代に比べれば低いのだけれども、二〇〇〇年代の伸びは前の一〇年間よりも高くなっているんです。ブラジルにおいては、もっとそういうことがいえると思うのです。

ですから、「伸び悩んでいる」といってしまうと、かなり落ち込んでいるという感じになってしまうのですが、私の感じでは、着実な単収の上昇が中国やブラジルにおいては進んでいる。それが今回のようなアメリカで大幅な減産が起こっても、食料危機に転じなかった重要な原因じゃないだろうかという気がするのです、そこところは立ち入った検討をしてほしい。それが私の要望です。

もう一点、これは要望なのですけれども、一八五ページの農業所得のところですが、今年はごくあっさりした書き方になっているということで、その理由も説明していただいたのだけれども、次の一八六ページをみると、平成二十一年、二十二年、二十三年とありますけれども、動向なのだから、農業所得について、この一〇年間くらいを

通して、どういう動向であったのかというのが要ると思うのです。

特に一八五ページの下から三行目に、「二〇一〇年においては前年に比べて農業所得が一七%増加した」とあります。これは非常に重要な事態だと思うのです。とにかく、一〇年間くらいのスパンで農業所得の動向を示す図が一つくらいあってもよかったですのではないかと思います。

以上です。

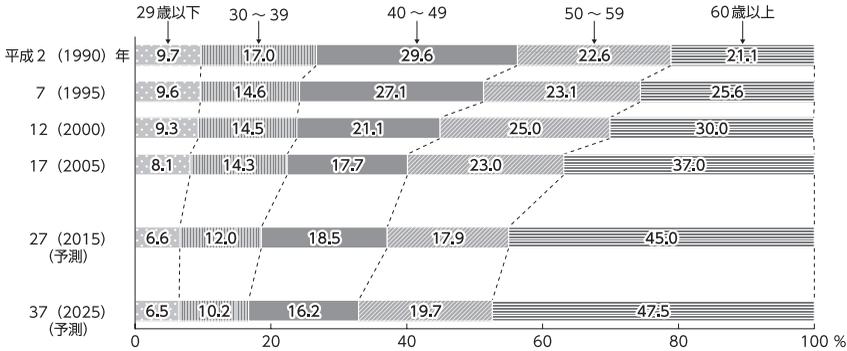
安藤 後のほうについては要望なので。最初のほうの中国、ブラジルの単収も含めて、もう少し各国別の詳しい分析をすれば、何か出てきたのではないかというのは、かなり重要な指摘だと思いますので、そのあたり、もし何かあれば。

折原課長 もちろん、そういう指摘も踏まえて、来年度の白書の中で検討させていただきたいと思います。

服部 検討してほしいですね。それは秋山さんの最初の質問にもありました食料安全保障マニュアルにもかかわってくるんですね。現在の食料需給の不安定性というものはどうみるか。去年の干ばつがどうだったかを絡めて、もう少し立ち入った検討をしてほしいと思います。

折原課長 はい。農業所得はもう少し長期的なスパンでとらえると、また違った目で分析できると思いますの

図2-3-26 世帯主の年齢階層別食料支出割合（全世帯）の推移と見通し



資料：農林水産政策研究所「少子・高齢化の進展と我が国の食料消費構造の展望」(平成22(2010)年10月公表)
注：平成17(2005)年までは総務省「家計調査」、「全国消費実態調査」等を基に作成。

で。いいご指摘だと思います。

服部 民主党政権の時期だからというので、遠慮があったんじゃないかという感じがしたんです(笑声)。

折原課長 いえ、そんなことはありません(笑声)。来年度の白書でももう少しその点を検討したいと思えます。

安藤 では、加瀬先生、どうぞ。

加瀬 世帯類型別の消費の違いについての記述が非常に読み応えがあって、勉強になったので、二つだけ教えていただきたい。一つは、九四ページですが、ここで二人以上世帯と単身世帯を比較しています。単身世帯の食料消費の影響は今後ますます重要になると思うのですが、これで見ますと、二人以上世帯に比べて単身世帯は、その他食品・外食はもちろんです、ほとんどの費目で多く買っているわけですね。一人当たりで比べた場合。

どうしてそうなのかと考えると、単身世帯の人は大量に食べているか、高いものを買っているか、それとも買い込むけれども食べないのか、そのどれかになると思うのです。廃棄物の問題は今回は出されていないようですが、単身世帯が、目で欲しくなると買って、しかし、忙しいものだから腐らせて捨ててしまうみたいな、そういう違いがあるのかどうか。

そういう世代別あるいは世帯類型別の特徴的な行動様

式といえますか、それをもう少し書き込んでいただけると新鮮なイメージがわくなどという感じがしました。

似たような話は、一〇四ページのところで、世帯主の年齢階層別の食料消費がありますが、これをみると、現時点でも、もうほとんど半分の世帯は六〇歳以上の人たちの嗜好が支配しているようなイメージでとらえられているわけですね。これはすごくおもしろい表で、いろいろな解釈ができると思うのですが、世帯主の年齢によって世帯の食べ物が規定されるという発想を多分とっておられるわけですね。

昔の指摘ですと、家庭の中の孤食化傾向があって、別々に食べて、別々に買っているといったイメージだったと思うのですけれども、そうではなくて、依然として、料理をしている人の年齢によって食べ物が決まってくると仮にいえるとすれば、そこからいろいろな統計を加工して将来推計をすることもできるのかなという感じがありますので、背後に持っておられる幾つかの仮説について知りたいと思いました。

折原課長　すごく難しいことをおっしゃっていて（笑声）。今回、このようにまとめたのですが、記述するに当たり、私もいろいろな食料経済に関係する本を古書を含めて随分探したんです。でも、実はこういう関係の本とというのは余りなく、関連する書籍でもデータがあるだけ

で、非常に難儀したんですけれども、いろいろな形のパターンを組み合わせて、とりあえずデータを整理してみましたということですね。その後で工夫したのは、こうなりました、あありましたという結果論ではなくてどうしてそうなったのだろうかということになるべく書きたくて、非力ながら一生懸命分析しました。

それで、九四ページには確かに単身世帯と二人の世帯では食べ方や支出額がまるで違って、外食などは桁が違うわけです。これは一体何だと。実は室内で議論したときも、先生がおっしゃったように、これは相当高いものを食べているのではないかと、買い過ぎて捨てているのではないかと、同じような議論をしているんです。ただ、それはあくまでも憶測であって、それを裏づける資料やデータがないとそれは語れません。「とと思われる」なんていうことをいった瞬間にまたどこからたかかされてしまうので、なぜ思われたのかということデータを示さなければいけないということもあって、いろいろなところで制約が出てきているんです。

ただ、先生がこうやっているいろいろご関心をもっていただいてありがたいのですけれども、大学を含めて今まで白書を学生たちに説明してきました。大学の学生もここは結構関心が高くて、特に東大や東北大の生徒が熱心だったのですが、こういった分析資料は余り世の中にない

ものですか、これをきっかけにして、さらに分析をやってみようという動きが出てきています。

それで、「もしいい結果が出たら、白書で使うかもしれないから教えてほしい」と伝えていきますので、時間の制約もありましたが、精一杯記述したことだけは認めていただきたいと思います。先生のご指摘は全くおっしゃるとおりなのですけれども、そういうことで今後対応していきたいと思います。

天羽課長 若干補足させていただきます。おくれてきて、申しわけありませんでした。

私は前の課でおコメのセクションだったものですから、おコメの消費動向をみたいという観点から、総務省の家計調査のデータをかなり一生懸命勉強したのですけれども、この手の統計としては総務省の家計調査が一番信頼できると思いますか、過去からの変化も追えるということ、ありがたいデータなのですが、逆にいうと総務省の家計調査にないことは分析できないということ、今回のこのグラフも、多くを総務省の家計調査によっていると思うのですけれども、そういうデータの面からの制約もあったということだろうと思います。

ただ、コンビニのPOSのデータだと家計というふうにはいけないわけですが、年齢別とか家計別にみていくというのは、政策を考えるに当たっても興味のある観点

だと思えます。

加瀬 今はポイントカードなどもありますので、買った人の年齢もわかります。だから、協力してくれるスーパーをみつければ、おもしろい調査ができると思います。

天羽課長 スーパーのPOSデータを売っている会社というのが何社かあるのですが、某大手スーパーなどはそういうところにデータを出していないということ、自分のところで管理をしていて、よその人の目に触れさせるようなことはしないと。

あと、何社かあって、結局、データを購入するのですが、今後、ビッグデータの分析という文脈にも通じるところがあろうと思うのですけれども、コンビニのPOSデータをどのように分析していくのかというのは、鉱脈になると思います。

折原課長 白書の二三ページでPOSデータを使っています。乾パンとミネラルウォーターの販売額が、震災に伴ってどのように変化したのかを記述したかったのですが、POSデータが最も明確に把握できるということ、使わせていただきました。

安藤 今回の白書の重要な食料消費の分析の話になりました。時間が過ぎていきますので、発言されていない先生がいっぱいいますが、いかがでしょうか。

矢坂 私も食料消費のところを大変興味深く読みました。例えば、高齢者は一般的に単価が高いものを購入していると従来いわれてまいりましたけれども、容量・パッケージでもいろいろな動きがあるなど、実態を細かくみていく必要があるということを感じられました。

食品によっては、定年退職して家にいるようになる消費がふえるものがあります。単価が高い高級食品、量を少なくした簡便な加工食品などに消費が移ることも指摘されます。これから高齢者の消費行動は研究も調査も広がる分野ではないかと思えます。

もう一つは、生産資材価格の高騰や、震災による食品供給の途絶を契機に、農水省でもサプライチェーンを意識した調査や施策が出てきたように思います。必ずしも行政の組織がサプライチェーンに対応していないので、白書に反映させるのは簡単ではないと思いますが、震災後の被害の問題はそれぞれの事業所だけを見てもよくわからないところが多く、サプライチェーンがどう切れていったかという問題意識が重要です。生産資材や原料穀物などの高騰に際して、どうやって消費者に価格転嫁していくかといった問題も、サプライチェーンの視点がどうしても必要になります。白書でも一定の分野でサプライチェーンの視点から農業生産や食品流通の現状や問題点を探っていただければ非常に参考になります。

神山 今回の白書の最大の特徴は、構造改革の大きな節目を迎えたということだろうと思うのです。その場合に、一つは、担い手で、先ほど議論がありましたけれども、認定農業者とか集落営農とか、多様な担い手について把握するのはいいかと思うのですが、これからどういう形で政策を組み立てていくのかという場合に、どういう「担い手」に力を入れるのか。難しい問題だとは思いますが、一方で、人・農地プランや農地の中間管理機構をつうじて構造改革を促進していこうという政策があるので、担い手の概念をもう少し鮮明にしておくことが必要なのではないかと思えます。

それから、新規就農の促進も前面に出されて、青年就農給付金新たにだされてきているわけですから、新規就農者の統計のとり方が、新規参入の場合は法人が新規参入した場合の代表者一人をカウントする。それから、雇用就農者をカウントするようになりましたよね。けれども、雇用就農者から独立して自営の農業者になっていくというのはかなりの数あるのですが、本当の意味でこれから担っていく担い手として、独立自営の農業経営に本当に育っていくのかどうかというと、今の仕組みの中ではなかなか育たない、やめていく人もいる、あるいは働いて給料をもらって自分は満足という人もいるので、新規就農者の統計のとり方を工夫する必要があります。

る。一度変えられているわけですから、これからまた変えるというのも問題でしょうけれども、これからの日本農業の姿というところで、とり方をちょっと工夫する必要があるんじゃないかなという感じがしています。これは要望です。

また、触れられなかった農村地域の問題がありました。小規模集落がこの白書の中でふえているということ、指摘されています。中山間地域の直接支払いの仕組みが第三期に入って変わっていますので、この小規模集落に対する支援・協力、中山間地域の直接支払いの新しい仕組みがうまく働いていけば、この問題は解決できるのかなと思います。農村地域、特に小規模高齢化集落がふえていることに危機感をもっていますので、その対策を強調していただければなと思います。今回の白書ではその辺は指摘されているので、いいことじゃないかなと思いますけれども。

それから、あと一つだけ、ちょっと違和感というか、これはFAOの問題で、FAOが二〇一二年から新基準で栄養不足人口をとりましたので、その新基準だと栄養不足人口が減少している、かつての栄養不足人口が一〇億人を超えたということにジャーナリストに飛びついたことがあるものですから、白書でも一〇億人超えたという数字を出されましたし、今回、二〇一二年の新

基準で出されていますので、ちょっと説明が必要なのかな。

かつて、二年前の白書だったでしょうか、一〇億人超えということを書かれていますので、白書で詳しく説明することはできないかもしれませんが、その辺は注書きがあってもよかったですのかなと思います。

姫野専門官 一四二ページ、図3-1-2でございす。ご指摘いただいたところで、今、議論の過程を思い出しましたので、一つだけ。

土地利用型農業における二〇ヘクタール以上の経営体の面積ですが、これはまず土地利用型農業における規模拡大が大事だということから、土地利用型農業の土地利用がわかる耕地面積統計をまず使って、母数を得ました。

その中で、同じ母集団の中から経営規模というデータで切ることができませんでしたので、そこはセンサスの経営規模というものを援用して、二〇ヘクタールであれば土地利用型農業であろうということ、うまく組み合わせをつくったということを思い出しました。思考の過程はそういうことでした。

梶井 それはわからないな。そうまで無理する必要はあるのかなという感じがしちゃうんです。

姫野専門官 政策効果を評価していくときに、今後、

土地利用型農業の集積がどれだけ進んでいくかというときのエステイメイトとしてつくったということだと思います。

梶井 そういう変なことをやるよりも、これは北海道と都府県とを分ければはっきり違いが出てくる。都府県で二〇〇三〇なんていったって大変だよということが、むしろ対照的に出てくるんですね。これだと、安易に平地では二〇〇三〇なんて平気でいっちゃうからね。むしろ府県では今でも厳しいんだよということが、これを分けて出せばもっとはっきりすると思うのです。

それから、畜産のところ、肉用牛などは、乳牛と和牛は区別して統計をつくるということやってもらう必要があると思うのです。これは肉用牛については一本になっちゃっているでしょう。和牛と乳雄の肥育とでは大分肥育の意味が違います。

安藤 大変な宿題がたくさん残っているようですね。でも、来年度も引き続きこの意見交換会はありますので、その際に忘れずに答弁いただければと思います。

本日は長時間にわたり、本当にありがとうございました。

岐路に立つカナダの農業と農政

立命館大学経済学部長 松原 豊彦

はじめに TPP交渉に参加表明したハーパー政権

カナダのハーパー政権は昨年六月TPP交渉への参加を表明した。二〇一一年の総選挙でハーパーの率いる保守党は単独過半数を獲得し、それまでの少数与党の不安定な立場から脱した。連邦議会下院の多数を背景にハーパー政権は、新自由主義にそった政策をひたすら推進している。

カナダの農業と農政は重大な岐路に立っている。第一は、ハーパー政権が二〇一二年六月にTPP交渉への参加を表明したことである。牛乳・乳製品、鶏肉、鶏卵などの農産物はマーケティング・ボードと供給管理制度のもとで価格安定を図ってきた。例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉においては、供給管理の裏付けとなる関税割当制を維持できなくなる懸念が懸念される。

第二に、同じく昨年八月一日からカナダ小麦局(CWB)の独占販売・輸出国貿易を廃止し、穀物生産者が

販売先を選択する新制度に移行したことである。CWBが小麦(デュラムを含む)、大麦の国内販売と輸出を独占的に行ってきた制度に終止符を打ち、CWBと一般の穀物商社が同じ立場で競争する仕組みになった。これによりカナダの穀物販売の勢力地図は劇的に変わることとなった。

1、乳製品、鶏卵、家禽肉の供給管理と国境措置

TPPは農産物も含めてすべての関税撤廃を原則としている。ところが、カナダ農業にとって重要な乳製品、鶏卵、家禽肉は、供給管理制度によって全国的な需給調整を行ってきた。供給管理制度は国境措置と表裏一体の関係にある。一九八九年発効の加米自由貿易協定においても、供給管理品目は貿易自由化の例外として輸入割当制を維持してきた。同協定では、米国側も乳製品、砂糖などを貿易自由化の例外品目とした。カナダ、米国にメキシコが加わった北米自由貿易協定(NAFTA)、一九

九四年発効)においてもこの仕組みは維持された。

一九九五年以降WTO協定のもとでカナダは輸入割当を廃止し、関税割当制(TQR)に移行した。関税割当制では、国内消費の五パーセント程度にあたる低関税率輸入枠をこえる輸入に対して、高率の二次税率を課している。たとえば牛乳二四・一%、バター二九・八・五%、チーズ二四・五・五%という高率関税である。この仕組みは現在日本の米に適用しているものと同じである。

TPP協定のもとでカナダがすべての関税を撤廃する場合は、供給管理制度を維持することは事実上不可能になり、安価な輸入品が流入すれば、国内市場は供給過剰となり、現行制度が果たしている需給調整が機能しなくなり、生産者価格の下落は必至である。供給管理制度とマーケティング・ボードは存亡の瀬戸際に立たされるであろう。そこで次に供給管理と農産物マーケティング・ボードによる需給調整の仕組みを紹介し、この問題の背景について解説する。

2、マーケティング・ボードによる需給調整の仕組み

カナダは世界有数の農産物輸出国であり、とくに小麦、油糧種子、豚肉などの輸出では国際市場で大きな位置を占めている。その一方で、国内市場中心の乳製品、

鶏卵、家禽肉(鶏肉・七面鳥肉)について全国的な需給調整を行っている。

二〇〇八年のリーマン・ショックに端を発した世界的不況のなかで、乳製品の需要が落ち込み、過剰生産・在庫積み増しによりEU、米国などの乳価は下落した。ヨーロッパの酪農団体からは、カナダの生産者乳価が安定していることに関心が寄せられた。カナダでは供給管理が機能して、乳製品の過剰生産を回避し、価格が安定しているからである。供給管理とは、農業経営への生産割当(クォータ)によって農産物の需給を調整する仕組みである。

供給管理を実施しているのが、農産物マーケティング・ボードである。マーケティング・ボードはいくつかの類型に分けられるが、ここでは、特定の農産物を生産・販売するすべての生産者を拘束する権限を法令によって与えられている供給管理型ボードについて述べる。

供給管理型ボードの特徴は次の点にある。第一に、全国的調整機構による販売計画の確立と運用である。全国的調整機構が毎年の総供給量目標を設定し、各州のマーケティング・ボードに配分して、州ごとの供給目標を設定している。第二に、州のマーケティング・ボードによる個々の生産者への販売量の配分である。この配分は生産者が保有する生産割当(クォータ)をベースに行われ

る。割当は一定量の農産物を販売するための権利であり、生産者間で売買可能である。新規参入や規模拡大する場合は、廃業ないし縮小する生産者から割当を買う必要がある。なお、生産者間の割当売買方法のルールを決め、執行するのは州マーケティング・ボードの権限である。第三に、生産費基準による価格決定である。供給管理型ボードの農産物価格は、サンプルベースの生産費調査を基礎に、需要変動などの要素を勘案してボードを決めている。第四に、供給管理は輸出入管理と一体になって運営されている。国内市場で需給調整のメカニズムが機能するには、輸出入管理が必要である。

3、牛乳・乳製品の供給管理と価格下支え

とくにT P P交渉参加で問題になると思われるのは酪農である。酪農の供給管理は生乳と加工原料乳で仕組みが異なっている。生乳は各州の牛乳マーケティング・ボードが需給調整を行うが、現在では東部五州(ケベック、オンタリオなど)と西部四州の二つに分かれて、牛乳販売価格のプールを実施している。

加工原料乳は、一九六六年設立の連邦政府公社のカナダ酪農委員会(C D C)が中心となって、全国的な需給調整と価格決定を行っている。C D Cと各州代表をメンバーとするカナダ牛乳供給管理委員会(C M S M C)が、

全国牛乳販売計画にもとづいて加工原料乳の全国生産目録を毎年策定する。ケベックが四五・四%、オンタリオが三一・四%と主産地の二州で全体のおよそ七七%を占めている。

C D Cはバターと脱脂粉乳の買い入れを行っている。C D Cの買い入れ価格は加工原料乳を乳業メーカーに販売するさいの指標として機能しており、生産者価格を下支えする役割を果たしている。C D C買い入れ価格のものになるのは、毎年実施される生産費調査である。ただし、生産費調査の対象は平均以上の規模の経営である。生産費調査をベースに、関係団体からの意見、加工メーカーの利益、消費者物価などを勘案して買い入れ価格を決めている。

最近一〇年間のC D Cによる買い入れ価格は安定している。バターは一キロあたり五・五四ドル(二〇〇〇年)から少しづつ引き上げられ、二〇〇八年二月には六・九三ドル、その後も価格を維持しており二〇一〇年で七一〇ドルである。脱脂粉乳もほぼ同様の推移をたどっている。

酪農の農場販売額は五三億ドル(二〇〇八年)であり、カナダの農産物受取額全体のおよそ一三%を占めている。鶏卵、家禽肉を加えると農産物販売額の二割を超える重要な部門である。酪農経営はケベック州に四九%、

オンタリオ州に三二%とこの二州に八一%が集中し、とくに加工用原料乳の比率が高いケベックの酪農生産者にとって供給管理の意義は大きい。

ハーバー政権は供給管理を堅持すると言明してきたが、TPP交渉参加によって供給管理制度は重大な岐路に直面することになった。当該部門の農業生産者にとってまさに正念場であるといわねばならない。

4、カナダ小麦局の販売独占廃止とその影響

穀物、油糧種子はカナダの主力輸出農産物である。このうち小麦（デュラムを含む）と大麦の国内販売と輸出を独占してきたのがカナダ小麦局（CWB）である。

CWBは一九三五年に設立された連邦政府機関である。一九二〇年代に盛況であった販売農協の小麦プール（アルバータ、サスカチュワン、マニトバの平原三州にできた）が世界恐慌で破綻したあとにCWBが設立された。当初は穀物生産者がCWBとその他の穀物商社を選んで販売する仕組みであったが、第二次大戦中の一九四三年にイギリス向け輸出穀物を調達する必要から独占販売機関となった。

戦後もCWBによる販売独占は継続された。平原三州およびBC州、ブリスリバー地方（指定販売地域）の穀物生産者を代表して、同地域で生産された小麦、大麦、オ

ート麦の販売と輸出を独占的に行う権限を法律によって付与された。細かい変遷はあるが、CWBの骨格は一九九九年の組織改革まで維持されてきた（一九八九年オート麦を対象から外す、一九九四年国内飼料向け大麦の販売自由化など）。なお、油糧種子（キャノーラ）は一九七〇年代以降急速に生産が拡大した作物で、CWBの独占販売の対象ではない。

CWBによる販売方式の特徴は、年間を通した価格プール制である。毎年八月一日から始まる穀物年度を通して、CWBが平原三州の穀物生産者の代理人として販売した売上金額から必要経費（運賃・保管料・管理経費など）を差し引いた金額を、等級・出荷量に応じて均等に配分する仕組みである。穀物農家がエレベーターに出荷時に概算支払額を受け取り、穀物年度の終了後に清算した金額が振り込まれる。価格プール制は、年間を通して販売額を均等にならして安定化することができる。出来秋の暴落などを回避することができる。しかし、国境を隔てた米国では穀物生産者がシカゴなど先物市場の動きを見ながら販売しており、カナダの生産者はそうした選択ができないことが不満の種となってきた。

CWBの独占廃止の急先鋒はアルバータ州の穀物生産者団体であり、加米自由貿易協定発効後の一九九〇年代初めから、大麦の対米輸出に関してCWBと他の穀物商

社を選択して販売する制度に移行するよう提案してきた。この提案をめぐって農業団体や研究者を巻き込んで一大論争が行われたが、当時の自由党政権はCWBの独占を堅持する方針であり、CWBの組織改革と販売オプションの導入で対応してきた。

CWBは一九九九年に組織改革を行い、連邦政府任命のコミッションナー制（定員五名）を廃止して、定員一五名の理事会とした（一〇名は穀物生産者による選挙、五名は連邦政府の任命）。さらに、従来の価格プール制に加えて、先物市場の動きに連動して販売できるオプション制を導入した。

大きな転機は二〇〇六年保守党ハーパー政権の登場であった。CWBの独占廃止はかねてから保守党の公約であり、アルバータ州の穀物生産者団体の要求であった。同州はハーパー首相の地盤でもあり、新自由主義的な立場からCWBの独占廃止を推進した。CWB法の改正により、二〇一二年八月一日からCWBの独占廃止と穀物販売選択制が導入された。同法改正によりCWBは五年間の経過措置のあとで組織の継続か解散かを選ぶこととされている。

CWBは自前の物流施設（カントリーエレベーターや輸出港のターミナルエレベーター）を持たず、販売農協や穀物商社を使って穀物を動かしてきた。新制度のもと

では、CWBも一般の穀物商社と同じ立場で競争することとなる。そこで、CWBは穀物商社と契約を結び、物流施設の利用を可能とした。二〇一二年一三穀物年度におけるCWBの取り扱いシェアは、全体の三〇から四〇%程度と予想されている。こうした状況に対応して、CWBは業務の縮小、人員の大幅削減など大規模なリストラを進めている。

現在のカナダの穀物販売で有力な企業は、Viter ra（バイテラ）、カーギル、パイオニアなどである。トップシェアをもつViter raは、元穀物農協のサスカチュワン小麦プールが、アルバータ州・マニトバ州を基盤とするアグリコア・ユナイテッドを買収してできたトップ企業で、物流施設の約五〇%を占めている。二〇一二年までCWBのもとで穀物の保管・物流業務を行ってきたこれらの企業が、販売・輸出の前面に躍り出ることになり、カナダの穀物販売業界の勢力地図は激変の時期に入った。カーギルなどの多国籍穀物企業を含めて、今後の動向を注視する必要がある。

編集後記

報告の秋山先生が言われるように平成二四年度の白書もかなりの大部で、とても筆者などの手に負えるものではない。それでも、役柄多少の勉強はしておかねばと、衆目の関心事項にはなるべく目を通し頭の中に入れておくよう努力している。

二四年度白書も東日本大震災からの復旧・復興に関する状況を詳述しているが、震災を契機に多くの国民が食料の安定供給の大切さを改めて認識されたのではないだろうか。災害時等の不測の事態には、被災地だけでなくその遠隔地においても供給が寸断されてしまうことを白日のもとに晒したからだ。

食料の国内生産体制構築の重要性を改めて訴えたい。その生産体制の担い手の動向がやはり気にかかる。平成二四年度の基幹的農業従事者の年齢構成を見ると「高齢者」と称される六五歳以上が六〇%、四〇代以下が全体の一〇%とまさに「異常」事態であり、稲作に至っては平均年齢六九・九歳に支えられているのが実情なのである。

しかし、光明もある。それまでの数年間減少傾向で推移していた新規就農者数が、平成二三年は前年比七%増の五万八千人余りとなり、この内、三九歳以下の若い就

農者が八%増の一万四千人に達した。ちなみに、農水省は七月に平成二四年の新規就農者数を公表しており、これによると新規就農者数全体では前年を若干下回るものの、若手新規就農者は増え、農家出身でない新規参入者も前年比四割増の三千人余りとなっている。二四年度から始まった「青年就農給付金」が効用したとみられている。

これまでのデータでは、新規就農者の約三割は生計が安定しないことなどもあって五年以内に離農すると言われているが、それでも残りの毎年一人近く生まれる若者達に大いに期待したいと思う。

先に農水省は、こうした新規就農者や担い手にスムーズに農地を集積していくため、新たに都道府県毎に「農地中間管理機構」(仮称)を作る構想を打ち出した。都道府県毎の農地仲介機関は今でもあるが、農地の売買が中心であり、新設する管理組織は貸し出した農家や耕作放棄地の所有者から管理組織が一端借り受け、一定の規模に農地を整備した上で希望者に貸し付ける手法だ。整備の費用は勿論管理組織が負担する。新しい組織が、是非有効に機能することを願う。

何より政府に求めたいのは、「農業・農村所得倍増」などという空疎な言葉でなく、結果を出すための実行力こそ發揮して欲しいこと。

(太田)